

獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議（第1回）

議事次第

- 1 日 時 平成20年12月17日（水）10:00～12:00
- 2 場 所 中央合同庁舎7号館東館 文部科学省3F2特別会議室
- 3 議 題
 - (1) 獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議の運営について
 - (2) 獣医学教育の在り方について
 - (3) その他
- 4 配付資料
 - 資料1 獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議について
 - 資料2 獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議の公開について（案）
 - 資料3 獣医学教育の改善・充実に関する主な論点（案）
 - 資料4 今後の日程について
 - 参考資料1 中央教育審議会諮問「中長期的な大学教育の在り方について」
 - 参考資料2 「中長期的な大学教育の在り方について」（論点メモ）
 - 参考資料3 大学教育の分野別質保証の在り方に関する審議について（依頼）
 - 参考資料4 獣医学教育に関する基礎資料

獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議について

平成20年11月17日
高等教育局長決定

1. 目的

社会的ニーズの変化や国際的な通用性の確保、獣医師の活動分野等の偏在など我が国における獣医学教育をめぐる状況を踏まえ、大学における獣医学教育の在り方について調査研究を行い、獣医学教育の改善・充実を図ることを目的とする。

2. 調査研究事項

- (1) 社会的ニーズ等に対応した教育内容の在り方について
- (2) 教育の質の保証の在り方について
- (3) 教育研究体制の在り方について
- (4) その他

3. 実施方法

- (1) 別紙の協力者により調査研究を行う。
- (2) 必要に応じ、小委員会を設置して検討を行うことができるものとする。
- (3) 必要に応じ、別紙以外の者にも協力を求めるほか、関係者からの意見等を聴くことができるものとする。

4. 実施期間

平成20年11月17日から平成22年3月31日までとする。

5. その他

本会議に関する庶務は、高等教育局専門教育課において処理する。

獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議 協力者名簿

石黒 直隆	岐阜大学大学院連合獣医学研究科長
伊藤 茂男	北海道大学大学院獣医学研究科教授
加地 祥文	厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長
片本 宏	宮崎大学農学部獣医学科長
廉林 秀規	東京都動物愛護相談センター多摩支所長
唐木 英明	日本学術会議副会長
小崎 俊司	大阪府立大学大学院生命環境科学研究科長
酒井 健夫	日本大学総長
境 政人	農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長
田中 美貴	埼玉県川越家畜保健衛生所家畜防疫担当課長
長澤 秀行	帯広畜産大学長
西原 眞杉	社団法人日本獣医学会理事長 東京大学大学院農学生命科学研究科教授
政岡 俊夫	麻布大学長
矢ヶ崎忠夫	社団法人日本動物用医薬品協会専務理事
山崎 光悦	金沢大学工学部長
山崎 恵子	ペット研究会「互」主宰
山田 章雄	国立感染症研究所獣医学部長
山根 義久	社団法人日本獣医師会会長 東京農工大学農学部獣医学科教授
吉川 泰弘	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
＜オブザーバー＞	
植田 明浩	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室長

獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議の公開について(案)

平成20年12月17日

獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議(以下「会議」という。)の公開については、以下のとおりにする。

(会議の公開)

1. 会議は、次に掲げる場合を除き、公開して行う。
 - (1) 座長の選任その他人事に関する事項を議決する場合
 - (2) 特別の事情により会議が必要と認める場合

(会議の傍聴)

2. 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、文部科学省高等教育局専門教育課の登録を受けるものとする。
3. 2. の登録を受けた者(以下「登録傍聴人」という。)は、座長が許可した場合を除き、会議の開始後に入場し、又は会議を撮影し、録画し、若しくは録音してはならない。
4. 登録傍聴人は、3. に規定するもののほか、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(会議資料の公開)

5. 座長は、会議において配付した資料を公開するものとする。ただし、会議を非公開とする場合及び座長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(議事要旨の公表)

6. 座長は、会議の議事要旨を作成し、これを公表するものとする。

(附則)

7. この決定は、会議の決定の日から施行する。

獣医学教育の改善・充実に関する主な論点(案)

1. 現状と課題

- 近年の食の安全確保、人獣共通感染症への対応、獣医療サービスの多様化・高度化、公務員や産業動物診療に従事する獣医師の減少など、我が国の獣医学教育を取り巻く環境が変化する中で、社会的ニーズに対応した獣医学教育を実現するため、教育内容の改善が必要ではないかとの指摘がある。
- また、欧米諸国と比べ、臨床分野の教育が十分でないことや教育研究体制が小規模であるなど、国際的通用性が十分確保できていないのではないかと指摘がある。
- 我が国の大学教育については、グローバル化する知的基盤社会の中で、国際的通用性を備えた質の高い教育を行うことが課題となっており、特に、教育の質の保証の観点から、学生の学習成果の重視、自己点検・評価や外部評価、大学間の連携などの取組が求められている。

2. 検討の視点例

○ 獣医学教育において身に付けさせるべき知識・能力の在り方について

- ・ 獣医学教育は、獣医学に関連した社会的使命を遂行し得る人材を養成することを目的としており、獣医師として独立して飼育動物の診療や健康を維持増進する職務に従事するために必要な知識・技能を身に付けさせるとともに、動物及びそれらの生産物を介する人獣共通感染症を未然に防止する公衆衛生上の職務を遂行し得る能力を付与するほか、社会の要請に基づく獣医学に関連する分野の職務に必要な基礎的な知識・技能を付与するものである。

獣医学教育を取り巻く環境が変化する中で、大学の獣医学教育において、学生に身に付けさせるべき知識・能力とはどのようなものか。

○ 教育内容・方法の在り方について

- ・ 社会的ニーズへの対応や国際的通用性の確保の観点から、教育内容についてどのような改善が必要か。特に、公衆衛生学や内科・外科学に関する教育、産業動物に関する教育、総合臨床実習の充実などが指摘されているがどうか。
- ・ 教育方法についてどのような改善が必要か。

○ 教育研究体制の在り方について

- ・ 獣医学教育を行うに当たっての教員配置の在り方やその適正規模についてどのように考えるか。
(例 専任教員数の在り方 等)
- ・ 学生の臨床実習機能や地域の獣医師のスキルアップ機能を担う附属家畜病院の在り方について、どのような改善が必要か。
(例 臨床実習機能の在り方、職員の配置の在り方 等)
- ・ 各大学の特徴を生かしつつ、質の高い教育サービスを提供するための大学間連携をどのように進めていくべきか。
(例 教育課程の共同実施制度の活用 等)

○ 教育の質の保証の在り方について

- ・ 各大学における獣医学教育の水準を確保するとともに、学生が修得すべき学習成果を保証するためにどのような取組が必要か。
(例 モデルとなるコア・カリキュラムの作成、到達すべき共通の目標の設定 等)
- ・ 獣医学教育に関する自己点検・評価や外部評価をどのように進めていくべきか。特に、第三者評価については、分野別の質保証の枠組みづくりが重要な課題となっているが、獣医学分野において分野別の質保証をどのように進めていくべきか。
(例 評価基準の在り方、評価団体 等)

今後の日程について

第2回会議

日時：平成21年1月21日(水) 10:00～12:00

場所：中央合同庁舎7号館東館 文部科学省3F2特別会議室

20文科高第427号

中央教育審議会

次に掲げる事項について、別紙理由を添えて諮問します。

中長期的な大学教育の在り方について

平成20年9月11日

文部科学大臣 鈴木 恒夫

(理 由)

我が国を取り巻く国内外の状況が急速に変化し、社会構造全体が大きな変革期を迎えている中、豊かな教養と深い専門性を身につけた人材の育成と、様々な社会的課題の解決への貢献等、大学に対する期待と要請は極めて大きくかつ多様となっている。各大学では、それぞれの教育理念に基づいて、自らの個性・特色を明確化しつつ、教育活動の質の維持・向上に取り組んでいるものの、進学率の向上と学生のニーズの多様化、18歳人口の減少、国境を越えた大学の教育活動の進展といった状況に伴い、個々の大学による対応にとどまらず、大学教育全体の在り方について見直さなければならない状況にある。

去る7月1日に閣議決定された「教育振興基本計画」は、現下の教育をめぐる課題と社会の変化の動向を踏まえ、「教育立国」の実現に向け、総合的かつ計画的に取り組むべき施策が示されている。その中では、計画期間中である平成20年度から24年度までの「5年間を高等教育の転換と革新に向けた始動期間と位置づけ、中長期的な高等教育の在り方について検討し、結論を得ることが求められる」とされている。

以上のことから、我が国の大学教育の質を保証し、社会からの信頼の向上を図るため、大学教育の将来を見据えた中長期的な在り方について、国際的・歴史的に確立されてきた大学制度の本質を踏まえつつ、特に、次のような事項を中心に逐次検討していく必要がある。

- (1) 社会や学生からの多様なニーズに対応する大学制度及びその教育の在り方について
- (2) グローバル化の進展の中での大学教育の在り方について
- (3) 人口減少期における我が国の大学の全体像について

文部科学大臣諮問理由説明

平成20年9月11日

本格的な知識基盤社会に向かい、国際的な競争が一層激しくなる現在、大学に対する社会からの期待は極めて大きく、社会の様々な分野において活躍できる優秀な人材の育成とともに、大学教育の質の確保と保証が不可欠となっています。

平成18年に改正された教育基本法において、大学は「学術の中心として、高い教養と専門的能力を培う」とされたことにかんがみ、各大学においては教育機関としての役割を十分に認識し、学生の視点に立った教育を行うことが求められます。

去る7月1日に閣議決定された「教育振興基本計画」は、教育基本法の理念を実現し、教育再生に道筋をつけるために極めて重要なものです。この計画においては、平成20年度から24年度までの「5年間を高等教育の転換と革新に向けた始動期間と位置づけ、中長期的な高等教育の在り方について検討し、結論を得ることが求められる」とされており

ます。中央教育審議会では、平成13年の「今後の高等教育改革の推進方策について」の諮問に基づき、総会、大学分科会等において、多岐の論点を精力的に御審議いただきてまいりましたが、大学教育をめぐっては、その質の保証と社会からの信頼をより一層高めるため、転換と革新のための議論が必要になっていると考えております。

そこで、先行する議論との関連性を念頭に置きつつ、中長期的な大学教育の在り方について、御検討いただきたく、以下、御審議をお願いしたい事項について若干敷衍して説明させていただきます。

(1) 社会や学生からの多様なニーズに対応する大学制度及びその教育の在り方について

我が国の大学進学率は、近年も上昇を続け、本年度は短大を含めると55.3%に達しており、同年齢の若年人口の過半数が高等教育を受けるという状況となっています。社会人や留学生も含め、様々な背景を備えた学生が入学しており、大学に要求される教育の内容も多様化、細分化しています。

そのような状況の中で、教育の質を維持しつつ、社会や学生からの多様なニーズに応える大学教育を実現するには、大学教育の在り方自体を見直すことが不可避となってい

ます。

そこで、具体的には、次の5点について御審議いただきたいと考えております。

第一に、社会や学生からの多様なニーズに対応する大学教育の在り方についてです。

大学教育の水準の維持・向上を図りつつ、様々なニーズに適応する大学教育の実現の方策について、学生本位の視点に立った御検討をお願いいたします。

第二に、多様なニーズに対応する大学教育を実現するための「学位プログラム」を中心とする大学制度及びその教育の再構成についてです。

学生本位の視点を重視する観点からは、学生が、卒業後に社会人として必要な教養や専門知識を身につけられるよう、各学位課程における教育が体系的に行われなければなりません。

平成17年の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」において、「現在、大学は学部・学科や研究科といった組織に着目した整理がなされている。今後は、教育の充実の観点から、学部・大学院を通じて、学士・修士・博士・専門職学位といった学位を与える課程（プログラム）中心の考え方に再整理していく必要がある」との提言をいただいております。

そこで、国際的・歴史的に確立されてきた大学制度の本質、とりわけその団体性や自律性を踏まえつつ、一人ひとりの学生のニーズに応じた大学教育が提供され、その質保証がよりきめ細かく行われるよう、「学位プログラム」を中心とする仕組みの導入の是非について、人的・物的環境の在り方を含め、御検討をお願いいたします。

あわせて、近年の情報通信技術の進展を踏まえた通信制と通学制の取扱いなど、大学における多様な現状に合致した制度及び教育の在り方について御検討をお願いいたします。

第三に、社会的要請の特に高い分野における人材養成についてです。

医療系人材等の社会的な要請の特に高い分野における教育課程の充実、教育活動の評価、社会との連携等、人材養成の在り方について御検討をお願いいたします。

第四に、多様なニーズに対応する大学教育を実現するための質保証システムの在り方についてです。

大学が、社会や学生からの様々なニーズに適切に対応した教育活動を展開するためには、その質を保証する仕組みが不可欠です。学生の達成すべき学習成果の明確化について検討を深めていただくとともに、今後の設置認可、自己点検・評価、認証評価、分野別評価等を通じて、大学教育の質保証システムをどう構築すべきか御検討をお願いいたします。

第五として、多様なニーズに対応する大学教育を実現するための学生の履修を支援する方策についてです。

学生のニーズが多様化した状況を踏まえると、大学においては教育の提供のみならず、きめ細かな履修指導や進路相談等の学生支援の取組が一層重要となっており、その具体的方策の御検討をお願いいたします。また、社会人や留学生等の多様な背景を備えた学生への支援や、大学院博士課程学生への教育の在り方や修了者への支援に関し、どのような方策が必要か御検討をお願いいたします。

(2) グローバル化の進展の中での大学教育の在り方について

グローバル化は、社会経済のあらゆる分野において進展しており、大学教育においても、国際的な競争と協働に関する活発な取組が見られます。国境を越えた大学教育の提供も急速に普及しており、例えば、ヨーロッパでは、「欧州高等教育圏」の構築を通じて、教育の質保証のための共通の枠組みづくりも進みつつあります。

このような状況の中、我が国の大学の国際化や国際競争力の向上は、極めて重要な課題となっております。

そこで、具体的には、次の3点について御審議いただきたいと考えております。

第一に、大学の国際競争力の向上のための方策についてです。

現在、文部科学省では、2020年（平成32年）の実現を目途とした「留学生30万人計画」を関係省庁と連携して推進しているところです。そうした状況も踏まえ、大学の国際競争力の向上のために、大学における教育・研究、学生支援や環境整備等の機能はどうあるべきか御検討をお願いいたします。また、大学の国際化に係る認証等の支援の在り方等について御検討をお願いいたします。

第二に、大学の評価における国際的な視点の導入と、世界的規模での大学に関する評価活動への対応についてです。

大学教育のグローバル化に対応して、大学の評価に関わる様々な仕組みの中に、国際的な視点をどのように取り入れるべきか御検討をお願いいたします。また、OECD（経済協力開発機構）等において、大学に対する様々な評価活動が世界的規模で行われようとしており、そうした取組を受けた、我が国の大学における対応の在り方について御検討をお願いいたします。

第三に、アジア域内等の国際的な学生・教員の流動性向上の促進等についてです。

アジア域内等の国際的な学生・教員の流動性をより一層高めるための方策について、

また、域内全体の大学教育の質保証に向けた活動の進め方について御検討をお願いいたします。

(3) 人口減少期における我が国の大学の全体像について

先ほども述べたとおり、大学進学率はこれまで上昇傾向にあり、高等学校新規卒業者のうち、大学での学習を希望する層が拡大していると考えられます。しかしながら、少子高齢化の進展により、我が国の人口は減少局面に入りつつあり、このことの大学教育への影響は不可避となっています。

一方、大学教育に対し、社会人や留学生等からの学習需要や、産業構造の変化に対応し得る様々な人材養成需要・研究開発需要も高まっており、これらへの対応も求められます。

こうした人口減少などの社会構造の変化や新たな需要を踏まえ、大学教育システムの在り方の見直しが必要であると考えております。

そこで、具体的には、次の3点について御審議いただきたいと考えております。

第一に、人口減少期における大学全体の健全な発展の在り方についてです。

各大学における教育の質の確保等の観点から、今後における大学の果たすべき役割、人口減少期における状況、充足率の状況等を踏まえた我が国の大学の全体像について、その健全な発展に向けた御検討をお願いいたします。

第二に、大学の機能別分化の促進と大学間のネットワークの構築についてです。

各大学が、それぞれの地域の事情を踏まえつつ、自らの強みを持つ分野へ取組を集中・強化する機能別分化が徐々に見られます。各大学の自主性を尊重しながら、いかに機能別分化を促進していくかは重要な課題であり、そのための検討が求められます。

また、機能別分化に当たっては、各大学が連携協力し、それぞれの持っている人的・物的資源を共同利用し、その有効活用を図ることも考えられます。こうした大学間ネットワークの構築は、我が国が全体として高度な教育・研究を進め、全体としての水準を高めていくためにも必要と考えられます。

そこで、大学の機能別分化と連携協力を促進するための方策について、御検討をお願いいたします。

第三に、全国レベルと地域レベルのそれぞれの人材養成需要に対応した大学政策の在り方についてです。

学生の多様な教育サービスへの需要のみならず、国と地域それぞれの人材養成需要に

応えることは大学の不可欠の役割です。高度専門職業人等の多岐にわたる分野の職業人、研究者、地域社会に不可欠な分野の人材等、多様な人材が求められる状況において、全国レベルと地域レベルのそれぞれの人材養成需要に対応した大学政策の在り方について御検討をお願いいたします。

なお、上記の（１）から（３）の方策の検討に関連して、大学教育に係る各種の行財政システムについても御検討をお願いいたします。

以上、今後の審議に当たり、特に御検討をお願いしたい点について申し上げました。委員の皆様におかれましては、幅広い観点から忌憚のない御意見をいただきますようお願いいたします。

なお、これらの論点は多岐にわたることから、課題ごとに審議の区切りがついた段階で、逐次、答申・御報告いただくようお願い申し上げます。

「中長期的な大学教育の在り方について」

(論点メモ)

1 社会や学生からの多様なニーズに対応する大学制度及びその教育の在り方について

〈各項目において議論して頂きたい論点の例〉

(1) 社会や学生からの多様なニーズに対応する大学教育の在り方について

- ・ 社会等からの多様なニーズに対応する大学教育の内容の在り方についてどう考えるか。
(例：将来の社会的ニーズを見込んで充実すべき教育内容等について)
- ・ 今後、高齢者を含む幅広い年齢層の者等を大学教育の提供の対象としていくこと及びその際の教育内容・方法等の在り方についてどう考えるか。
- ・ 情報通信技術の進展を踏まえた教育形態の在り方についてどう考えるか。(通信制と通学制との区分を存続することの是非、寄宿舎制等の新たな形態等)

(2) 多様なニーズに対応する大学教育を実現するための「学位プログラム」を中心とする大学制度及びその教育の再構成について

- ・ 学位を取得するために必要となる、明確な教育目標の提示、それに基づく体系的カリキュラムの編成及び厳格な成績評価等が実施されるような、限定された分野・領域別の「学位プログラム」を中心とした仕組みについてどう考えるか。
- ・ 「学位プログラム」の標準化についてどう考えるか。(例：学位の分野の見直し、標準的な教育課程及び共通教材の作成等)
- ・ 「学位プログラム」を中心とした仕組みとした場合における、教職員及び学生の所属組織、全学的又はプログラム別の教育課程のガバナンス体制、設置基準・設置認可、分野別の評価及び学生の履修の支援体制等の在り方についてどう考えるか。

(3) 社会的要請の特に高い分野における人材養成について

- ・ 医療、獣医学、IT又は知的財産など、社会的な要請の特に高い専門的人材の計画的な養成、当該分野における教育課程の充実、教育活動の評価、社会との連携等の在り方についてどう考えるか。

(4) 多様なニーズに対応する大学教育を実現するための質保証システムの在り方について

- ・ 準則化以後の設置基準・設置認可の課題及びその在り方の見直しについてどう考えるか。
- ・ 大学教育の形態別、学位段階別又は学問分野別に応じた評価システムの在り方についてどう考えるか。
- ・ 自己点検・評価、認証評価等の各評価システムの在り方及び省力化等についてどう考えるか。
- ・ 学生が到達すべき学習成果の評価及び単位の算定方法等についてどう考えるか。
- ・ 単位制と学年制の在り方や修了要件の在り方についてどう考えるか。
- ・ 専門職大学院に係る認証評価の特例の在り方についてどう考えるか。
- ・ 認証評価結果の活用についてどう考えるか。

(5) 多様なニーズに対応する大学教育を実現するための学生の履修を支援する方策について

- ・ 多様なニーズを有する学生に対する、きめ細かなカリキュラムの履修指導やキャリア・ガイダンス等の総合的な学生支援の在り方についてどう考えるか。
- ・ 奨学金、授業料減免又は民間機関によるローン等を通じた学生への経済的支援方策の在り方についてどう考えるか。
- ・ 社会人や留学生等の特別な背景を有する学生に対する支援の在り方についてどう考えるか。
- ・ 大学院博士課程学生への教育内容・方法の在り方及びキャリア・ガイダンスの在り方並びにTA・RA等の経済的支援方策等についてどう考えるか。

2 グローバル化の進展の中での大学教育の在り方について

〈各項目において議論して頂きたい論点の例〉

(1) 大学の国際競争力の向上のための方策について

- ・ 大学の国際競争力の向上の意義についてどう考えるか。
- ・ 大学の国際競争力の向上のために必要な方策のあり方についてどう考えるか。

(2) 大学の評価における国際的な視点の導入と、世界的規模での大学に関する評価活動への対応について

- ・ 大学教育の国際的な質の保証及び国際的通用性の確保の観点から、諸外国の基準を我が

国の設置基準に取り込むことの是非についてどう考えるか。

- ・ 大学の設置認可や認証評価等の様々な評価活動において国際的通用性の確保の観点から諸外国の評価項目等を取入れることについてどう考えるか。
- ・ AHELO等の様々な国際的な質保証の取組に対する我が国の対応の在り方についてどう考えるか。
- ・ 国際的な大学ランキング活動に対する対応についてどう考えるか。

(3) アジア域内等の国際的な学生・教員の流動性向上の促進等について

- ・ アジア域内において、国際的な学生・教員の流動性をより一層高める方策を導入する可能性についてどう考えるか。
- ・ 各大学の個別の流動性の向上に対する支援方策、特に民間団体や国際協力・援助等の関係機関との連携方策についてどう考えるか。

3 人口減少期における我が国の大学の全体像について

〈各項目において議論して頂きたい論点の例〉

(1) 人口減少期における大学全体の健全な発展の在り方について

- ・ 今後の少子高齢化社会及びグローバル化の進展の下での将来の我が国の大学の量的規模についてどう考えるか。
- ・ 留学生、社会人又は高齢者等を対象とする大学教育の規模の見込み及び国際的な比較における我が国の大学進学率の現状についてどう考えるか。
- ・ 人口減少期における我が国の大学の果たすべき役割、及び機能別分化等を通じた我が国の大学の健全な発展等に関する将来像についてどう考えるか。(例：機能別分化に基づく各大学の大学院・学部の定員のバランス等)
- ・ 人口減少局面において、大学の自主的な入学定員の見直し又は学部・学科等の再編・縮小等を促す仕組みの導入の是非についてどう考えるか。
- ・ 準則化以後の設置基準・設置認可の課題、及び公財政支出の効果的・効率的な活用と設置認可とのバランス等についてどう考えるか。

(2) 大学の機能別分化の促進と大学間のネットワークの構築について

- ・ 大学の適正規模及び個性化・特色化を通じた機能別分化の在り方、並びにそのための公財政によるバランスの取れた支援方策についてどう考えるか。

- ・ 各大学の人的・物的資源の全国共同利用化及び有効活用等の促進方策についてどう考えるか。
- ・ 国公私を通じた大学間連携(大学コンソーシアム等)の促進方策についてどう考えるか。

(3) 全国レベルと地域レベルのそれぞれの人材養成需要に対応した大学政策の在り方について

- ・ 全国レベル及び地域レベルにおける計画的な人材養成の在り方及び当該人材養成需要に対応した大学政策の在り方についてどう考えるか。
- ・ 大学の教育研究活動に関する「地域性」と「国際性」のバランスについてどう考えるか。

○ 上記の1～3に関連した大学教育に係る各種の行財政システムについて



20文科高第155号

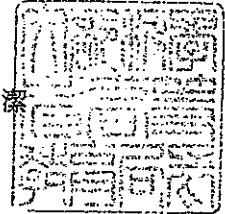
平成20年5月22日

日本学術会議

会長 金澤 一郎 殿

文部科学省高等教育局長

清水



大学教育の分野別質保証の在り方に関する審議について（依頼）

大学教育については、その振興に向けて、各分野の教育の質を保証する枠組みづくりが重要な課題になっております。これに関しては、かねて文部科学省の中央教育審議会答申等の中で指摘され、学協会や大学団体における主体的な取組が期待されてきたところです。

このたび、中央教育審議会では、学士課程教育に関する審議をとりまとめ、その「学習成果」に関する参考指針として「学士力」を提示するとともに、将来的な分野別評価の実施を視野に入れて、各分野の到達目標の設定、コア・カリキュラムやモデル教材の開発を促進すること等について提言を行っております（別紙参照）。今後、これを踏まえて各分野における検討が積極的に進められていくことが望まれます。

つきましては、学協会等における主体的な取組を促進するとともに、大学の自己点検・評価又は第三者評価等の評価活動の充実を図る観点から、学術に関する各分野の有識者で構成されている貴会議において、学位の水準の維持・向上など大学教育の分野別質保証の在り方について御審議の上、有意義な御意見を頂戴いたしたく、御依頼申し上げます。

なお、審議に際しましては、中央教育審議会の答申等に御留意いただき、当該審議会との適切な連携協力を図られるよう、お願いいたします。

学士課程教育の構築に向けて（審議のまとめ）

【日本学術会議連携関係抜粋】

第2章 改善の基本方向 ～競争と協同、多様性と標準性の調和を～

（2）国による支援・取組～大学の自主性・自立性を尊重した多角的支援の飛躍的充実を～
（財政支援の強化とアカウンタビリティの徹底）

③ 大学間の連携、拓かれた協同のネットワークの構築を

○ このため、今後、各分野の教育を振興する基盤づくりに向け、学協会や大学団体に対し、国として積極的な支援を行うことが必要である。最近では、細分化されていた協会の連合化の動きが進んできており、そうした基盤の素地もできつつある。このような学協会等の役割に期待しつつ、これを促進し、かつ共通理解に立った対応がなされるよう、文部科学省として、日本学術会議に審議依頼を行い、各分野の学位水準の向上など質保証の枠組みづくりに向けた取組みを進めていくことが適当である。審議に当たっては、学位に付記する専攻名称の在り方なども含めて、分野の捉え方にも検討が加えられることを期待したい。その際、日本学術会議が行う審議に関して、中央教育審議会の各種の提言や今後の審議との適切な連携が図られるよう、相互の緊密な連絡協議を図っていくことが大切である。

また、職業教育分野においては、産業界の強力が欠かせない。関係省庁と連携を図り、産業界との「対話」の機会を設けるなど、積極的な働きかけを行うことも重要である。

第3章 改革の具体的な方策

第1節 学位の授与、学修の評価

<改革の方策>

【国による支援・取組】

◆ 将来的な分野別評価の実施を視野に入れて、大学間の連携、学協会を含む大学団体等を積極的に支援し、日本学術会議との連携を図りつつ、分野別の質保証の枠組みづくりを促進する。

（例えば、「学習成果」や到達目標の設定、コア・カリキュラムの策定、モデル教材やFDプログラムの研究開発などを促進する。併せて、海外の先導的な事例に関する情報収集を行い、その成果を広く提供していく。日本学術会議に対して審議依頼を行い、その回答を得て必要な取組を行う。

◆ 学位に付記する専攻名称の在り方について、一定のルール化を検討するとともに、学問の動向や国際通用性に照らしたチェックがなされるようにする。

（ルール化の検討に当たっては、日本学術会議や学協会等との連携協力を図る。また、英名標記の国際通用性の確保に留意する。学部等の設置審査や評価に際しては、唯一単独の名称を用いる場合、関連する学問領域との関係について十分な説明を求め、必要に応じ、見直しを含め適切な対応を促す。

第2節 教育内容・方法等

（1）教育課程の編成・実施

（大綱化以降の教育課程の変化）

○ 以上で述べてきた点は、教育課程の在り方をめぐる概括的な課題であって、さらに進んで各分野における課題を吟味していく必要がある。先行の様々な調査研究において、教育課程の改革に向けた大学の取組み、学生の学習活動や意識・価値観などについて、分野別に見た実情が明らかにされつつある（図表 3-2~3-13）。我が国の学士課程では、人文・社会系の学科に属する学生が全体の約半数を占めているが、これらの分野で教育課程の体系化・構造化に向けた取組みが十分に進んでいないという指摘もある（参考資料5）。ただし、こうした現状分析に当たっては、大学・学部等の教育環境などによる影響が無視できない。今後日本学術会議との連携により、分野別の質保証の枠組みづくりに向けて審議を行うに当たっては、我が国の大学の実態や学問の在りよう、国際通用性を踏まえて十分な検討を進めていくことが望まれる。

日本学術会議の運営に関する内規（平成 17 年 10 月 4 日 日本学術会議第 1 回幹事会決定）
別表第 2（第 11 条関係）

平成 20 年 6 月 26 日

日本学術会議会長 殿

課題別委員会設置提案書

日本学術会議が科学に関する重要事項、緊急的な対処を必要とする課題について審議する必要があるので、日本学術会議の運営に関する内規第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり課題別委員会の設置を提案します。

記

- 1 提案者 金澤一郎（会長）
- 2 委員会名
大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会
- 3 設置期間 平成 20 年 6 月 26 日から平成 23 年 3 月 31 日まで
- 4 課題の内容
(1) 課題の内容

文部科学省の中央教育審議会では、大学教育の振興に向けて、各分野の教育の質を保証する枠組みづくりが重要な課題であるとして、かねて答申等の中で指摘し、学協会や大学団体における主体的な取り組みを期待してきたとされる。

今般、同審議会では、学士課程教育に関する審議をとりまとめ、その「学習成果」に関する参考指針として「学士力」を提示するとともに、将来的な分野別評価の実施を視野に入れて、各分野の到達目標の設定、コア・カリキュラムやモデル教材の開発を促進すること等について提言を行った。

文部科学省では、今後、これを踏まえて各分野における検討が積極的に進められることが望まれるとしており、学協会等における主体的な取り組みを促進するとともに、大学の自己点検・評価又は第三者評価等の評価活動の充実を図る観点から、学位の水準の維持・向上など大学教育の分野別質保証の在り方について審議するよう、同省高等教育局長より日本学術会議会長に対して依頼があった。

- (2) 審議の必要性と達成すべき結果

日本学術会議は、日本の科学者コミュニティを代表する機関として、大学教育に関して特別な関心と責務を有することから、文部科学省の依頼を受けて審議を行うことが適当である。

審議に当たっては、単にそれぞれの分野で個別的に到達目標等を定めるのではなく、人文・社会科学と自然科学の全分野を包摂する組織構造を活用して、普遍的な観点と俯瞰的かつ複眼的な視点に基づいて検討することの重要性に留意し、大学教育全体の質の保障が図られる枠組みづくりに寄与することを目指す。

(3) 日本学術会議が過去（又は現在）行った関連する報告等の有無（※ 有の場合、それとの整合性）

関連する報告等は多数在る（別表参照）。

ただし、大学教育の分野別の質保証の在り方について審議を行うのは初めてである。

(4) 政府機関等国内の諸機関、国際機関、他国アカデミー等の関連する報告等の有無（※ 有の場合、それとの関係）

（中央教育審議会答申等）

- ・教育振興基本計画について ～「教育立国」の実現に向けて～（答申）（平成20年4月18日 中央教育審議会）
- ・「学士課程教育の構築に向けて（審議のまとめ）」（平成20年3月25日 中央教育審議会大学分科会制度・教育部会） 等

(5) 各府省等からの審議要請の有無（※ 有の場合、具体的に）

本年6月3日に、文部科学省高等教育局長から日本学術会議会長宛の、「大学教育の分野別質保証の在り方に関する審議について」と題する審議依頼を受け取った。（別紙）

5 審議の進め方

(1) 課題検討への主体的参加者

本件設置提案が了承された後に、会長から各部に対して委員の推薦を依頼する予定。

(2) 必要な専門分野及び構成委員数（各部別の委員概数を含む）

すべての専門分野。

各部会員2～3名程度に加え連携会員並びに特任連携会員、計20名程度。

（個別の問題について審議を行うため、必要に応じて分科会を設置する可能性がある。）

審議の内容（予定）

- 1) 平成20年度においては、学士課程における教養教育・専門教育（専門基礎教育）それぞれの在り方の検討や、学習成果や到達目標、コア・カリキュラム等の持つ意義や留意点の整理等、次年度以降に各分野において質保証に関する審議を行う際の

前提となる基本方針について審議を行い、あわせて分野区分の在り方（検討体制の在り方も含む）や、学位に付記する専攻名称の在り方等についても審議を行う。

- 2) 平成 21・22 年度においては、順次各分野において質保証に関する審議を行い、具体的な到達目標の設定等を行う予定であり、課題別委員会においては、これら各分野における審議の全体を統括し、最終的な取りまとめを行う。

※ 上記の審議を行うに当たっては、関係する学協会との積極的な連携、大学・大学団体や一般社会に対する適切な情報提供等に留意する。

※ 医歯薬看護の分野については、既に文部科学省においてコア・カリキュラムの策定等がなされているため、今後特段の必要性が生じない限り、今回の審議の対象には含めない予定である。

※ 今後、中央教育審議会でも、大学教育の質の保証に関する諸問題について審議を進める予定であり、課題別委員会の検討の進捗状況を踏まえつつ、適時に同審議会と当会議との連絡協議を行い、適切な連携を図ることとしている。

(3) 中間目標を含む完了に至るスケジュール

平成 21 年 3 月までに、上記 5 (2) 「審議の内容」に掲げる 1) について審議結果のとりまとめを行う。

平成 21 年度・22 年度においては「審議の内容」に掲げる 2) についてとりまとめを行うが、一つの分野の審議の期間は 1 年を目安とし、21 年度と 22 年度のそれぞれで、審議結果のとりまとめを行う。

6 その他課題に関する参考情報

学士課程教育について審議を行う場合、教養教育が一つの重要な検討課題となると想定されるが、「日本の展望」のテーマ別検討委員会の検討テーマとしても教養教育が取り上げられる予定であるところ、時期的に先行することとなる本件課題別委員会の検討の成果を、より包括的な観点から検討を行う「日本の展望」のテーマ別検討委員会に引き継ぐことにより、学術会議全体としての審議の整合性を確保することとしている。

別表

日本学術会議が過去（又は現在）行った関連する報告(18期以降（2000年7月22日以降））

発表年月日	種別	名称
2001年5月14日	報告	法学部の将来－法科大学院設置に関連して－
2002年4月4日	報告	21世紀の高等教育が直面する課題－教育のグローバル化への対応－
2003年4月22日	報告	地盤環境工学の新たな展開－次世代を担う人材育成に向けて－
2003年7月15日	報告	「21世紀半ばを目指す教育体系の再構築」
2005年4月2日	声明	日本の科学技術政策の要諦
2005年7月21日	報告	法科大学院の創設と法学教育・研究の将来像
2005年7月21日	報告	横断型基幹科学技術としての制御学の役割－「知の統合」を目指す研究・教育の促進に向けて－
2005年8月30日	報告	リサイクル工学発展の展望と大学教育の論点
2008年4月7日	報告	農学教育のあり方
2008年4月7日	報告	学士課程における心理学教育の質的向上とキャリアパス確立に向けて

会長コメント

発表年月日	名称
2005年4月2日	「日本の科学技術政策の要諦」について

参考資料4

獣医学教育の改善・充実に
関する調査研究協力者会議
(第1回) 2008年12月17日

獣医学教育に関する基礎資料

獣医学教育に関する基礎資料

目次

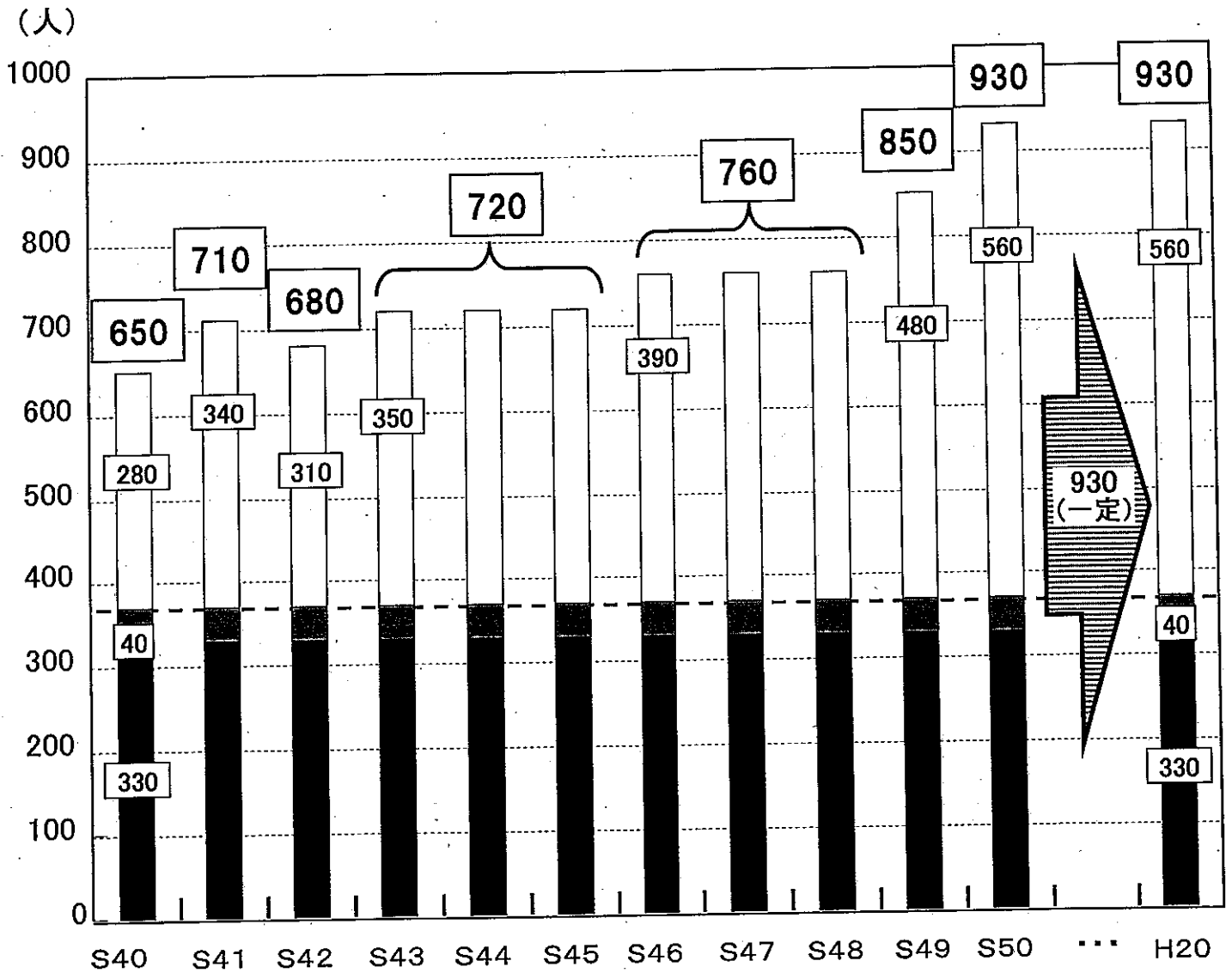
○ 獣医学教育に関するこれまでの主な経緯	1
○ 獣医学系学部・学科の入学定員推移	2
○ 獣医学系大学の設置状況	3
○ 獣医学教育に関する法令上の主な基準	4
○ 大学における獣医学教育の状況	5
・ 獣医学系学部・学科の入学定員、学生数、専任教員数	
・ 獣医学系学部・学科の志願状況等の推移	
・ 教員の配置状況	
・ 教育課程の編成状況	
獣医師国家試験関連科目の開設状況	
卒業要件となる専門科目の単位数及び分野内訳	
・ 獣医学系学部・学科の新規卒業者の就業動向	
・ 附属家畜病院の状況	
○ 日本と欧米の主な大学との獣医学教育体制の比較	12
○ 獣医学教育のカリキュラム	13
・ 獣医学教育に関する基準（財団法人大学基準協会）	
・ 獣医学教育標準カリキュラム（全国大学獣医学関係代表者協議会）	
・ 獣医学専門教育課程の標準的カリキュラム（社団法人日本獣医師会）	
・ EUの獣医科大学評価基準	
○ 大学評価	41
○ 大学間の連携	43
・ 大学における教育課程の共同実施	
・ 戦略的大学連携支援事業	
○ 獣医学教育の取組に対する国の財政的支援	46
○ 獣医師関係	47
・ 獣医師国家試験の概要	
・ 獣医師の就業動向	

獣医学教育に関するこれまでの主な経緯

- 昭和52年 ○獣医師法の改正
〔獣医師国家試験受験資格を大学の4年の課程修了者から4年の学部で2年の大学院修士課程を修了した者に引き上げ（昭和53年度入学者から適用）。〕
- 昭和58年 ○大学設置審議会答申「獣医学教育の修業年限の延長及びこれに伴う設置基準について」
〔学部の4年と大学院修士課程の2年の積み上げで実施している獣医学教育について、学部段階の修業年限を6年に延長することが望ましい。〕
- 学校教育法の改正
〔学部における獣医学を履修する課程の修業年限を4年から6年に延長（昭和59年度入学者から適用）。〕
- 昭和59年 ○大学設置審議会大学設置計画分科会が「昭和61年度以降の高等教育の計画的整備について」を報告
〔計画的な人材養成が必要とされる分野のうち、医師、歯科医師、獣医師、教員及び船舶職員の養成については、おおむね必要とされる整備が達成されているので、その拡充は予定しないこととする。〕
- 平成元年 ○大学院設置基準の改正
〔修士課程を廃止し、博士課程の標準修業年限を4年とする（平成2年度入学者より適用）。〕
- 平成2年 ○連合獣医学研究科の設置
〔岐阜大学に帯広畜産大学、岩手大学、東京農工大学が参加
山口大学に鳥取大学、宮崎大学、鹿児島大学が参加〕
- 平成15年 ○「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準（文部科学省告示）」を告示
〔医師、歯科医師、獣医師、教員及び船舶職員の養成に係る大学等の設置又は収容定員増でないこと。〕
- 平成16年 ○文部科学省の検討会議が「国立大学における獣医学教育の充実方策について」を報告
〔教育基盤（人的・物的基盤）の充実、大学を越えた統合によるスケールメリットの確保の有効性、大学間の連携協力の推進、教育研究体制の充実、附属家畜病院の機能の充実、教育研究環境の充実に向けての国の支援について提案。〕

獣医学系学部・学科の入学定員推移

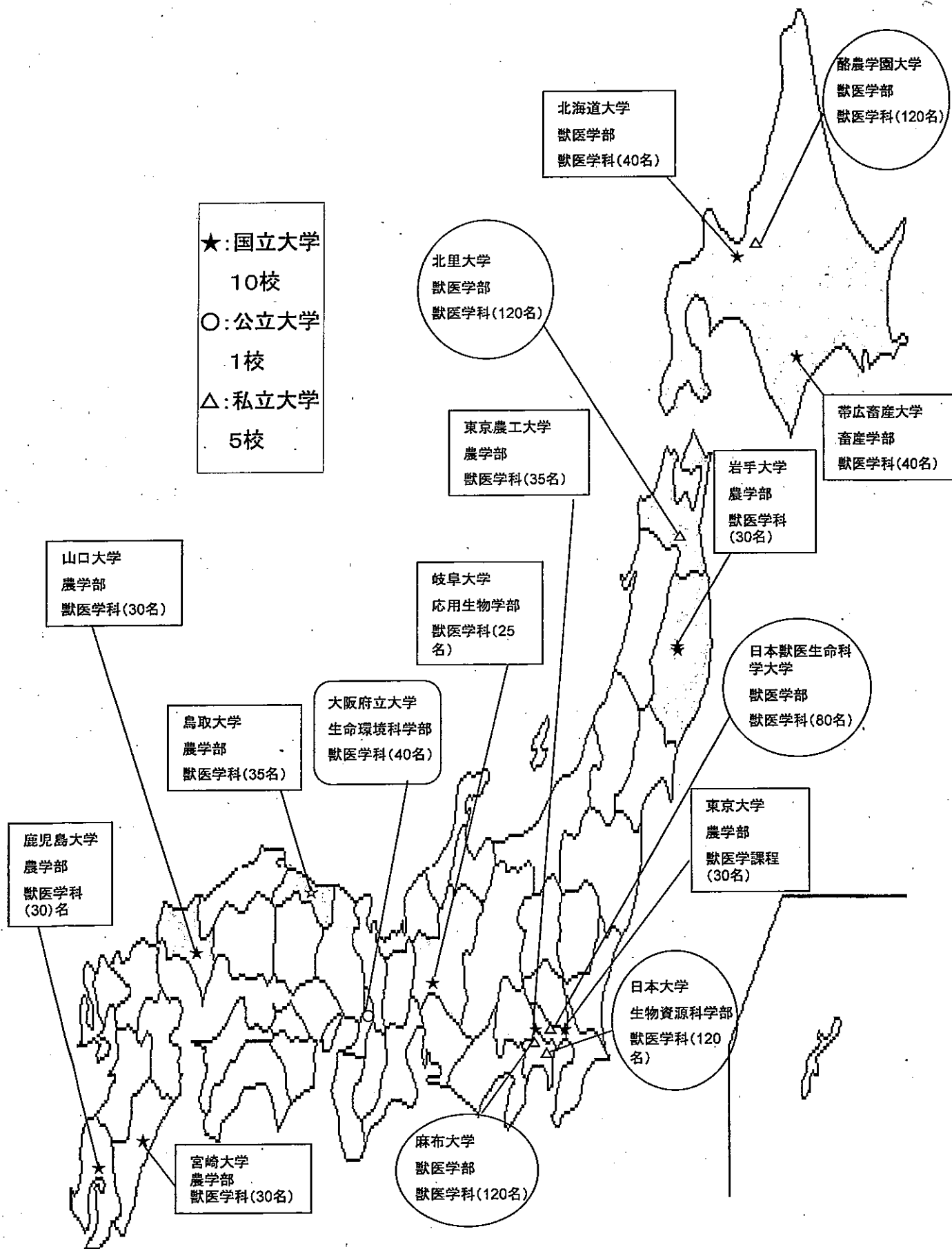
昭和50年度以降、入学定員は横ばいで変化していない



平成20年度現在の大学数・入学定員

- 私立大学 (5大学 / 560人)
- 公立大学 (1大学 / 40人)
- 国立大学 (10大学 / 330人)

獣医学系大学の設置状況（平成20年度）



獣医学教育に関する法令上の主な基準

修業年限

獣医学を履修する課程 6年
(博士課程の標準修業年限は4年)

卒業要件

6年以上在学し、182単位以上の修得

附属施設

獣医学に関する学部又は学科は、教育研究に必要な施設として、家畜病院の設置が必要

教員組織

学生の収容定員に応じて、一定の専任教員を置くことが必要

- ・ 1学科で学部を組織する場合の専任教員数
収容定員600名まで 28名以上
- ・ 2以上の学科で学部を組織する場合の1学科の専任教員数
収容定員480名まで 16名以上

※収容定員が上記の数を超える場合、その超える収容定員に応じて600人につき教員6人の割合で算出される数の教員を増加

校舎面積

学生の収容定員や他の学部の規模に応じて、一定の校舎面積を有することが必要

獣医学系学部・学科の入学定員、学生数、専任教員数

区分	大学名	学部名	学科等名	入定 学 員	在校生数	専任 教員数
国立	北海道	獣医	獣医	40	263	45
	帯広畜産	畜産	獣医	40	257	34
	岩手	農	獣医	30	206	31
	東京	農	獣医	30	128	34
	東京農工	農	獣医	35	240	30
	岐阜	応用生物科学	獣医	30	193	31
	鳥取	農	獣医	35	229	31
	山口	農	獣医	30	194	26
	宮崎	農	獣医	30	198	24
	鹿児島	農	獣医	30	200	25
公立	大阪府立	生命環境学科	獣医	40	273	50
私立	酪農学園	獣医	獣医	120	851	49
	北里	獣医	獣医	120	884	52
	日本	生物資源科学	獣医	120	856	45
	日本獣医生命科学	獣医	獣医	80	571	58
	麻布	獣医	獣医	120	929	54
合 計 (16大学)				930	6,472	平均38.7

※専任教員は教授、准教授、講師、助教の合計数。

※数値は、平成20年5月1日現在の値である。

(文部科学省調べ)

獣医学系学部・学科の志願状況等の推移

区分	志願状況等	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
国立大学※	入学定員	295	295	295	295	295
	志願者数	2,781	2,503	2,749	2,537	2,382
	志願倍率	9.43	8.48	9.32	8.60	8.07
	合格者数	325	329	338	325	325
	入学者数	318	324	327	319	318
公立大学	入学定員	40	40	40	40	40
	志願者数	570	506	517	486	417
	志願倍率	14.25	12.65	12.93	12.15	10.43
	合格者数	45	46	46	45	45
	入学者数	44	45	45	45	44
私立計	入学定員	560	560	560	560	560
	志願者数	17,392	16,357	15,006	13,920	13,349
	志願倍率	31.06	29.21	26.80	24.86	23.84
	合格者数	1,331	1,391	1,397	1,488	1,555
	入学者数	666	674	652	674	666
合計※	入学定員	895	895	895	895	895
	志願者数	20,743	19,366	18,272	16,943	16,148
	志願倍率	23.18	21.64	20.42	18.93	18.04
	合格者数	1,701	1,766	1,781	1,858	1,925
	入学者数	1,028	1,043	1,024	1,038	1,028

※国立大学の入学定員については、編入学定員（5名）を除く。

※東京大学は3年次に専攻が決定するため対象から除いている。

（文部科学省調べ）

教員の配置状況

区分	大学名	専任教員					兼任教員	合計教員数
		教授	準教授	講師	助教	計		
国立	北海道大学	15	18	1	11	45	22	67
	帯広畜産大学	18	13	1	2	34	49	83
	岩手大学	14	11	0	6	31	60	91
	東京大学	12	12	0	10	34	14	48
	東京農工大学	13	10	3	4	30	17	47
	岐阜大学	14	12	0	5	31	72	103
	鳥取大学	12	11	2	6	31	3	34
	山口大学	12	12	0	2	26	20	46
	宮崎大学	11	7	0	6	24	30	54
	鹿児島大学	11	13	1	0	25	22	47
公立	大阪府立大学	18	15	1	16	50	12	62
私立	酪農学園大学	29	16	4	0	49	22	71
	北里大学	19	10	16	7	52	35	87
	日本大学	17	9	10	9	45	15	60
	日本獣医生命科学大学	20	15	14	9	58	44	102
	麻布大学	17	21	15	1	54	42	96
	国公私平均	15.8	12.8	4.3	5.9	38.7	29.9	68.6

※数値は、平成20年5月1日現在の値である。

(文部科学省調べ)

獣医師国家試験関連科目の開設状況

分野科目	平均単位数		平均担当教員数		
	講義単位数	実習単位数		専任教員数	
獣医倫理・法規	2.3	2.3	0.0	3.8	2.1
家畜解剖学	10.7	7.3	3.3	4.6	3.5
家畜生理学	7.6	5.8	1.8	4.4	3.2
家畜生理化学	5.2	4.1	1.1	3.5	2.8
家畜微生物学	8.2	6.1	2.0	4.1	3.5
家畜臨床繁殖学	6.0	4.3	1.7	3.8	2.6
家畜薬理学	5.8	4.4	1.4	2.8	2.5
毒性学	3.1	2.3	0.8	3.0	2.3
実験動物学	3.2	2.6	0.6	2.8	1.6
家畜寄生虫(病)学	4.9	3.8	1.1	2.1	1.7
家畜病理学	8.6	6.3	2.3	3.3	2.8
家畜外科学	8.9	6.5	2.4	5.8	4.8
家畜伝染病学	5.5	4.9	0.6	3.9	2.8
家畜内科学	11.2	8.0	3.2	8.4	6.6
獣医放射線学	4.3	3.2	1.1	2.6	2.1
家畜衛生学	4.3	3.4	0.8	2.9	2.1
獣医公衆衛生学	7.1	5.3	1.8	4.4	3.3
魚病学	2.0	1.9	0.1	1.4	0.4

※各大学ごとに開設科目の名称及び内容が異なるため、単位数及び教員数については、各大学の判断により上記の分野に振り分けたものを集計。

※単位数、教員数は、平成20年度のカリキュラムの値である。

卒業要件となる専門科目の単位数及び分野内訳

■卒業要件科目の内訳

大学名	卒業要件単位数	
	うち専門科目単位数	うち実習科目単位数
北海道大学	197	149
帯広畜産大学	184	120
岩手大学	183	148
東京大学	223	147
東京農工大学	201	153
岐阜大学	186	143
鳥取大学	182	141
山口大学	195	155
宮崎大学	187	149
鹿児島大学	184	158
国立大学平均	192.2	146.3
大阪府立大学	190	150
酪農学園大学	182	152
北里大学	182	159
日本大学	182	152
日本獣医生命科学大学	182	147
麻布大学	182	142
私立大学平均	182	150.4
国公私平均	188.9	147.8

■卒業要件となる専門教育科目の分野内訳

大学名	獣医学の基礎分野に関する授業単位数	獣医学の応用分野に関する授業単位数	獣医学の臨床分野に関する授業単位数	その他大学において必要と認める授業単位数
北海道大学	56	23	49	21
帯広畜産大学	29	42	38	11
岩手大学	31	48	36	33
東京大学	50.5	16.5	47	33
東京農工大学	58	29	44	22
岐阜大学	37	43	34	29
鳥取大学	40	49	40	12
山口大学	62	24	38	31
宮崎大学	31	46	37	35
鹿児島大学	39	42	38	39
国立大学平均	43.4	36.3	40.1	26.6
大阪府立大学	39	48	39	24
酪農学園大学	28	50	43	31
北里大学	42	19	64	34
日本大学	48	31	42	31
日本獣医生命科学大学	49.5	23	43.5	31
麻布大学	25	74	27	16
私立大学平均	38.5	39.4	43.9	28.6
国公私平均	41.6	38.0	41.2	27.1

※単位数は、平成20年度のカリキュラムの値である。

(文部科学省調べ)

獣医学系学部・学科の新規卒業者の就業動向

総 数	平成19年度		平成9年度	
	人数	割合	人数	割合
総 数	1,076	100.0%	1,072	100.0%
公 務 員	126	11.7%	218	20.3%
農 林 水 産	50	4.6%	95	8.9%
公 衆 衛 生	54	5.0%	115	10.7%
そ の 他	22	2.0%	8	0.7%
独 立 行 政 法 人	5	0.5%	0	0.0%
農 業 団 体 (農 業 共 済 ・ 農 協 等)	71	6.6%	44	4.1%
民 間 会 社 (製 薬 、 乳 業 、 食 肉 、 飼 料 、 実 験 動 物 等)	88	8.2%	79	7.4%
動 物 診 療 施 設 (個 人 開 業 ・ 法 人)	494	45.9%	471	43.9%
産 業 動 物 医	3	0.3%	11	1.0%
小 動 物 医	486	45.2%	451	42.1%
産 業 動 物 + 小 動 物 医	5	0.5%	9	0.8%
そ の 他	147	13.7%	165	15.4%
競 馬 関 係 団 体	8	0.7%	8	0.7%
私 立 大 学	0	0.0%	2	0.2%
研 究 所	7	0.7%	3	0.3%
研 究 生 ・ 聴 講 生	28	2.6%	44	4.1%
大 学 院 等 進 学	83	7.7%	79	7.4%
そ の 他	21	2.0%	29	2.7%
未 定 (受 験 準 備 等 含 む)	142	13.2%	86	8.0%
不 明	3	0.3%	9	0.8%

(文部科学省調べ)

附属家畜病院の状況

区分	大学名	面積 (㎡)	職 員 構 成					臨床研修		患 畜 数				
			教職員 総数	獣 医 師		職 員		年間受入 れ人数 (平成19 年度)	平均研修 期間	患畜 総数	患 畜 数		学用患畜数	
				教育関係 職員	非教育関係 職員	技術職 員	事務職 員他				産業 動物	小動物	産業 動物	小動物
国 立	北海道	2,801	23	14	5	3	1	5	2年	5,647	178	5,410	0	59
	帯広畜産	1,810	26	13	0	3	10	0	—	5,339	2,122	2,868	0	349
	岩 手	1,542	18	11	4	1	2	2	1.5年	3,876	969	2,591	277	39
	東 京	3,091	62	20	27	6	9	31	2年	17,510	0	17,103	13	394
	東京農工	1,479	23	15	6	1	1	25	1年	7,508	35	7	5	7,461
	岐 阜	1,143	41	31	7	1	2	2	9ヶ月	7,098	413	6,678	0	7
	鳥 取	1,446	17	13	1	2	1	0	—	2,318	54	2,218	3	43
	山 口	875	22	8	10	1	3	0	—	9,822	16	9,578	0	228
	宮 崎	1,634	9	6	0	1	2	530	1~5日 (不定期)	3,263	150	1,494	1,605	14
	鹿 児 島	1,442	25	20	0	3	2	0	—	5,036	167	4,860	1	8
国立平均	1,726	26.6	15.1	6	2.2	3.3	—	—	6,742	410	5,281	190	860	
公立	大阪府立	1,612	30	17	6	2	5	1	6ヶ月	4,093	13	4,080	0	0
私 立	酪農学園	6,225	44	15	12	3	14	55	9.7ヶ月	19,384	6,928	12,092	364	0
	北 里	3,723	32	20	3	1	8	3	1年	5,405	322	4,622	385	76
	日 本	3,672	115	27	78	0	10	49	4年(有給研修) 随時(無給研修)	13,229	1	13,226	0	2
	日本獣医 生命科学	1,988	59	28	18	3	10	18	3年	9,309	0	9,278	0	31
	麻 布	2,206	145	24	100	13	8	73	1年	17,718	1,278	14,107	1,887	446
私立平均	3,563	79	23	42	4	10	—	—	13,009	1,706	10,665	527	111	
国公私平均	2,293	45	18	19	3	6	—	—	8,798	844	7,110	298	545	

※数値は、平成20年5月1日現在の値である。

(文部科学省調べ)

日本と欧米の主な大学との獣医学教育体制の比較

修業年限	大学名・国名	学生数	専任教員数	教員一人あたり 学生数
6年制	日本の国立大学平均(10校)	211	31.1	6.9
	日本の公立大学(1校)	273	50	5.5
	日本の私立大学平均(5校)	818	51.6	16.1
	アルフォール獣医学エコール(フランス)	498	72	6.9
	リヨン獣医学エコール(フランス)	543	74	7.3
	ケンブリッジ大学(イギリス)	417	56	7.4
	ベルリン自由大学(ドイツ)	1,313	163	8.1
	ユトレヒト大学(オランダ)	1,244	363	3.4
	ウィーン大学(オーストリア)	1,294	164	7.9
	アントワープ大学(ベルギー)	1,199	101	11.9
	ベルン大学(スイス)	294	60	4.9
	チューリッヒ大学(スイス)	349	60	5.8
4年制	ペンシルベニア大学(アメリカ)	440	116	3.8
	ノース・カロライナ大学(アメリカ)	304	120	2.5
	コーネル大学(アメリカ)	320	110~120	2.5~2.8

※日本の大学の数値は、平成20年5月1日現在の値である。

※海外の大学の数値は、平成15年3月『国立大学における獣医学教育に関する協議会』（第2回）配付資料より。

（文部科学省作成）

獣医学教育に関する基準

財団法人 大学基準協会

獣医学教育に関する基準

昭三三・二二・二五決定
昭三八・四・二二改定
平九・二・二八〃

本基準は、昭和五九年度より実施された獣医学六年制教育の経験と、獣医学教育の国際対応の必要性を踏まえ、現行の「大学基準」に基づき、獣医学教育の分科教育基準を改定したものである。

一 獣医学の理念、目的ならびに教育組織について

1 獣医学の理念と獣医学教育の目的について

獣医学、すなわち動物医学は、生物学に基礎をおく応用科学であり、人類と動物の福祉に貢献することを理念とする。獣医学はこの理念を達成するための学理の探究と技術の開発を目的とする（注1）。

獣医学はその実証を目的とした学理の展開を図る実証分野と、その開発を目的とした学理の展開を図る応用分野と、それらの基礎となる学理の展開を図る基礎分野から構成される。実証分野は経験論的要素、応用分野は技術論的要素、基礎分野は演繹論的要素を重視しつつ、三者が一体となった総合学としての獣医学を構成する（注2）。

獣医学教育の目的は、獣医学に関する知識および技能を授け、合わせてその実践能力を展開させ、獣医学に求められる社会的使命を遂行し、生涯にわたり自己の資質の向上に努めることのできる人材を養成することとし、特に以下の点に留意する。

- (1) 基礎分野の教育においては獣医学の実践のみならず原理の教育にも重点をおくこと。
- (2) 応用分野の教育においては応用技術を開発し、その発展を推進する能力の開発を図ること。
- (3) 基礎分野の教育においては常に新しい事象に対応できるような能力の開発と養成を図ること。
- (4) 生命観・倫理観の涵養に努めること。
- (5) 人類を取り巻く環境の意義を認識させること。
- (6) 国際感覚を備えた社会的教養人としての資質の開発に努めること。

各大学は、学部教育の理念と目標、特に、どのような人材を育成しようとするのかを明示し、これに沿った自己点検・評価を常時行い、改善に努める。

2 教育研究に関する組織について

獣医学の教育・研究活動は、大学の構成員の主体的・組織的な取り組みによつて実施されなければならない。そのために、教育の目的と使命を最も効果的に達成できる教育・研究組織、施設、設備その他の諸条件を備え、これを適切に管理運営する(注3)。

教育の単位は講座又は専攻分野と必ずしも同じである必要はない。広範な領域にわたる獣医学教育を、限られた時間のなかで効率よく行うために最も適した制度を確立するために、講座又は専攻分野の様を越えたいくつかの教育単位を編成することが望ましい(注4)。それぞれの教育単位ごとに、各授業科目について、授業内容に重複あるいは欠損が生じないよう、重要授業科目と担当教員を決定する。さらに、各教育単位の間の連携も密にし、均整の取れた獣医学教育ができるよう配属する。

3 学生の入学者選抜・定員管理について

獣医学教育にかかわる教育組織の学生入学定員は、六〇人程度を標準とし、一二〇人を越えないことが望ましい。

入学者の選抜の方法は、各大学の理念と目的に従い、大学の責任において定める。選抜にあたっては、獣医学を修めるにふさわしい入学者を効果的に選ぶことができるように配慮する。また、獣医学においては、多彩な人材の育成を目指し、推薦入学・編入学・社会人入学等、多様な志願者層に対して積極的に門戸を開く。

4 教育課程について

(1) 教育課程の編成

獣医学の教育課程の編成にあたっては、獣医学の各分野に関する基本的な知識を偏りなく修得させることを重視するとともに、獣医学教育の基本理念の範囲内で各大学が独自の教育を行う。

(2) 授業科目

獣医学の授業科目は、一般教養授業科目と専門授業科目により構成される。専門授業科目は、さらに、全学生に資一的な教育を行う基本授業科目と、学生が選択して受講する専修授業科目からなる。これらは、六年間を通して教授されるものである。これらを教授するにあたっては、大学ごとに効果的な方法を準備する。また、すべての授業科目ごとにシラバスを作成し、学生が学習目的等をあらかじめ把握できるようにしておくとともに、教員も全科目の教授内容等を共有できるようにしておく。

(2)-1 一般教養授業科目等について

一般教養授業科目については、獣医学に求められる社会的使命を遂行するために必要な教養を修得させるとともに、獣医学の専門授業科目を履修するために必要な基礎的能力の涵養に配属して実施する。したがって、

獣医学卒業に必要な取得単位数一八二単位以上のうち、一般教養授業科目には相当数の単位をあてることが望ましい(注5)。

(2) 2 専門授業科目について

獣医学の専門授業科目においては、獣医学の各分野について最小限必要な知識・技術を備りなく修得させ、獣医学の全分野にわたって優れた理解力と総合的判断力の涵養を図る。さらに獣医学の広範な対象と領域への対応を考慮して、特定の分野に関して専修授業科目を選択履修させ、自ら求地に対応できる程度の実力を付与する。また、これらの教育課程の編成とその実施にあたっては、獣医学の研究に関する豊かな思考力と創造性を涵養し、常に獣医学の進歩に即応しつつ、将来高度の知識・技術と応用能力を有する獣医師となるための基礎を培うことに配慮する。

専修授業科目の実施にあたっては学生の自発的学習意欲に基づき実践教育を基盤とし、その実施を通じて豊かな探求心と応用能力の涵養ならびに生涯を通じて不断に進歩向上をつづけるための自己研修の習慣を養うことを特に重視すべきである(注6)。

なお、専門職として獣医師が社会的使命を果たすための倫理観の涵養については、その一部を一般教養授業科目のなかに期待することはいうまでもないが、専門授業科目のなかでも十分に配慮する。

獣医学の教育課程は、講義のほか実験、実習、演習あるいは研究等を含む授業科目を適切に配置して、必修または選択履修させるものとする。特に実習については、その役割を重視し、そのための十分な時間を確保するとともに、実習の効果的な実施の時期に留意する。

獣医学卒業に必要な取得単位数一八二単位以上のうち、専門授業科目には一三六単位程度をあて、そのうち

三〇単位程度を専修授業科目にあてる(注7)。

専修授業科目を除く授業時間数の分野別の配分は次の割合を標準とする(注8)。

- | | |
|--|--------|
| ① 実証分野に関する授業科目 | 三〇～五〇% |
| ② 応用分野に関する授業科目 | 二〇～四〇% |
| ③ 基礎分野に関する授業科目 | 二〇～四〇% |
| ④ 獣医学に関連する分野に関する授業科目および
各大学において適当と認められる授業科目 | 一〇～二〇% |

各分野別の授業科目に関しては、次の点に留意して実施すること。

- ① 実証分野に関する授業科目は、動物の疾病の診察の原理とその実践、ならびに公衆衛生に関する教育を行うものであつて、獣医学の最終目標を達成させるための総合教育である。その性質上、これに属する諸科目の授業内容は動物の診断・治療に必要な技術的側面も重視することが望ましい。
- ② 応用分野に関する授業科目は、動物の生産性向上と疾病予防の原理とその応用に関する学理を教育するものである。その性質上、これに属する諸科目の授業内容は新たな社会的要請に素早く対応することが望ましい。
- ③ 基礎分野に関する授業科目は、動物の体の構造と機能、疾病の原因と病態、および獣医学の基礎にかかわる学理を教育するものである。その性質上、これに属する諸科目の授業内容は他分野の授業科目とも密接な連携を保つようにすることが望ましい。
- ④ 獣医学に関連する分野に関する授業科目および各大学において適当と認められる授業科目は、獣医学と深

くかかわる分野の諸科目や獣医学教育のために必要な基礎教育について、各大学がそれぞれの特色を生かして教けるものである。その性質上、これに属する諸科目の授業内容は、獣医学ならびに獣医師の社会的意義を多面的に学生に自覚させるものであることが望ましい。

⑤ 特別研究(卒業論文)は必修とする。特別研究は、学生が特定の課題について、指導教員の指導のもとに、学内外の施設において必要な研究・実習・演習、特殊な技能の修得、応用、文献調査などを行い、その成果をまとめて論文または報告書を作成させるものである。特別研究は専修教育の目的を遂行する上で重要な役割を果たすものであり、その重要性に鑑みて相当数の単位をあてることが望ましい。特別研究の一部または全部を卒業論文としてまとめることが望ましい。

⑥ 休業中を利用して、獣医師の社会的責任感を体得させるとともに、実地教育の一層の充実を期するために、各大学の事情に応じて適当と認められる範囲の実地研修を課すことができる。

(3) 進級、卒業の要件および授業時間数

獣医学教育は、段階ごとに履修成果を確認した上で次の段階に進めること。履修成果の確認は、各科目ごとに適切な方法で行うとともに、進級のために各科目を総合した成果も考慮することが望ましい。特に専修教育の実をあげるためには、実施に必要な知識・技能を修得しているか否かを確認することが大切である。

卒業のためには本基準に定める要件を備えた大学に六年以上在学し、一八二単位以上を取得することが必要である(注9)。

獣医学の本質を身につけ、創造性と人間性の豊かな人材を育てるために、余裕のあるカリキュラム構成とする必要がある。学生は、卒業後に獣医師として就業するための獣医師法に基づく国家試験の受験資格が与えら

れるが、国家試験の合格を卒業の要件としてはならない。また国家試験を理由に、授業時間数を過重にしてはならない。

(4) 生涯学習について

(4) 1 大学院研究科との関連

学部教育においては、大学院獣医学研究科において行われる体系的な卒業教育に運動できる基礎学力が育成されなければならない。

(4) 2 生涯学習の提供

大学は、地域社会の獣医師へ生涯学習の機会を提供する重要な役割を担っている。地域の条件や大学のおかれている状況を考慮し、大学ごとに特徴ある方策を準備することが大切である。真の意味で獣医学研究の活性化を図るためには、獣医職全体の質的向上を図ることが不可欠であり、生涯学習の実施はその意味で重要である。また、多様な学習需要に応えるため、公開講座や学術講習等を行う必要がある。

5 教員組織と教員の責務・資格について

(1) 教員組織(注10)

獣医学教育にかかわる教員組織には、教育を担当するために必要な教育研究組織をおき、これを十分に機能させるために必要な数の教員をおくものとする。専任教員数は、学生入学定員数六〇名までの場合七十二名以上とする。このうち、教授、助教授又は講師の合計数は三六名以上とし、そのうち一八名以上は教授とする。入学定員が六〇名を越える場合は、その越える入学定員に応じて相当数の教員を増加するものとする。主として附属施設における教育研究等に従事する相当数の専任教員を別におくものとする。専任教員のほかに、学外

各種の実務についている獣医師および獣医学に関連する分野の専門家を必要に応じて非常勤教員として活用する。

(2) 教員の職務と資格

教員は教育と研究の両面を行い、研究活動を基盤とした水準の高い教育の実施に責任を負わなければならない。教員の資格判定に際しては、教授・指導能力に加え、獣医学の教育および研究の両面にわたる業績、獣医療の実践経験、学会や社会における活動が十分考慮される必要がある。

6 施設、設備等教育環境整備について

獣医学教育にかかわる施設は、教育上の必要性とともに、獣医学における研究成果の生物産業への展開などの獣医学に対する社会的要請への対応と、動物福祉、先端医療などの地域社会における大学の使命も考慮して準備しなければならない。そのため、各大学に設置すべきもの、大学の特色や地域の特性に応じて最も適当なものを選択して設置し、これを共同利用施設としても利用できるようにすべきものに分ける。また、これらの施設には適正な数の教員を配置することが必要である。

(1) 各大学が設置することが望ましい附属施設

各大学は、獣医学教育上特に高度の必要性を有する附属施設として、「獣医臨床センター」、「先端的動物研究センター」を設置することが望ましい（注9参照）。

「獣医臨床センター」は、獣医教育病院として専門教育、専修・総合教育を行う機能のほか、卒業教育の場としても活用する。

「先端的動物研究センター」は獣医学とともにその境界領域の応用研究と教育の実践の場とし、連関・連携

の研究を含む先端的研究、教育を行う。病態の動物だけでなく、正常の大・中・小家畜を含む実験動物を飼育・管理する機能を備える。

それぞれのセンターには六名以上の専任の教員を配置し、そのうち各二名以上は教授とする。獣医教育病院には別に教員を配置する（注11）。

(2) 各大学が選択して設置することが望ましい附属施設（注12）

大学は、地域の条件や大学のおかれている状況を考慮し、可能な限り、大学ごとに特徴ある施設および大学間共同利用施設を設置することが大切である。

二 学生への教育指導上ならびに学生生活への配慮について

1 学生への教育指導上の配慮について

獣医学教育においては、その理念に合致した人材育成を目指すために、学生の個性を生かした教育を行うべきである。そのため、学生の個性に応じた学習が可能となるように内容・方法において選択の幅を広げ、画一的な学習体験を求めることに終始することを避けなければならない。また、学生の主体性を重んじ、自主学習時間が確保できるよう配慮するとともに、自主学習を助けるための教育環境の整備に努めることが大切である。

獣医学教育の内容は本質的なものにしぼり、全体的に余裕のある編成を行う。また、教授内容がいたずらに細部にわたらず、獣医学教育として一貫性を持たせることが肝要である。

2 学生生活への配慮について

獣医学を学習する学生は、自分の青年期の発達課題を達成しつつ同時に、獣医学を修めるために高度な人格の成熟が求められる。したがって、個々の学生の状況に合わせて学習への適応を助け、自主的に問題解決ができる

ような組織・体制を整備することが必要である。

さらに、学生として多様な生活体験ができる機会を確保するように配慮しなければならない。

三 自己点検、自己評価について

獣医学教育を担当する教育機関の任務は、教育、研究および技術の質的向上を図ることである。全ての教員はこのことについて十分認識し、常に自己点検・評価を行い、さらなる発展のための改善に努めなくてはならない。そのためには、教育、研究、実践経験、学会や社会における活動の各事項に留意した点検項目を設定し、個人、大学、そして獣医関連大学の各単位における自己点検、自己評価の体制を常備することが必要である(注1)。

(注1)

獣医学の対象とする動物には、飼育動物(産業動物、伴侶動物、実験動物、展示動物)、野生動物などが含まれるが、それらを一体として捉えるのではなく、それぞれの社会的意義に応じた獣医学の適用がなされなくてはならない。

(注2)

獣医学教育の構成要素は、実証、応用、基盤の三分野とする。専門授業科目(注8参照)を例にとり構成要素と方法論/教育単位(注4参照)の関係を示せば、左図の如くなる。なお、授業科目の分類は例示である。それぞれの大学の教育理念に従って、各教育分野を最も適切な枠に振り当てることを想定している。

(注3)

獣医学の教育と研究は獣医学部あるいはこれに相当する学部組織により実施されることが望ましい。

(注4)

教育の単位としては、図に示した「方法論/教育単位」に従った編成を考える。教育単位とは大講座を意味するものではなく、効率的な教育を目指した講座(大小を問わない)、専攻分野あるいは教員の連合体を意味するものである。

(1) 形態学教育単位: 教育の目標を主に形態の理解におき、

実習の手段として形態学に関連した器材を用いる教育担当組織あるいは担当者の集まり。

(2) 機能学教育単位: 教育の目標を主に機能の理解におき、

実習の手段として機能の測定に関連した器材を用いる教育担当組織あるいは担当者の集

専修授業科目	方法論/教育単位				境界領域	先端的 動物研究 センター
	形態	機能	生体防御	病態制御		
実証	外科学 放射線学	内科学 臨床繁殖学	衛生学 公衆衛生学 鳥類疫病学	総合臨床学	先端治療学 動物生態学 動物行動学	獣医臨床センター (含獣医教育病院)
応用	臨床病理学	臨床生化学	寄生虫病学 伝染病学	臨床薬理学 疫学	実験動物学 野生動物学	
基盤	解剖学 臨床解剖学 病理学	生理学 病態生理学 生化学	微生物学 寄生虫学 免疫学	薬理学 毒理学	分子生物学 遺伝学 繁殖学 栄養学	
構成要素						

まり。

- (3) 生体防御学教育単位：教育の目標を主に生体防御の理解におき、実習の手段としてこれらに関連した器材を用いる教育担当組織あるいは担当者の集まり。
- (4) 病態制御教育単位：教育の目標を主に病態制御の理解におき、実習の手段としてこれらに関連した器材を用いる教育担当組織あるいは担当者の集まり。
- (5) 境界領域教育単位：教育の目標を主に獣医学の境界領域の理解におき、実習の手段としてこれらに関連した器材を用いる教育担当組織あるいは担当者の集まり。この教育単位の名称は、その内容に応じて各大学で最も適切なものを選択することを想定している。例えば、応用獣医学教育単位など。

(注5)

大学設置基準の大綱化の趣旨を踏まえ、専門授業科目の授業内容を勘案し、過少なならない単位数をあてることが望ましい。ちなみに旧基準においては五六単位数程度をあてていた。

(注6)

専修授業科目は学生の自発的学習の意欲、また自己研修の習慣の形成に役立つことを重視して実施されるものであるから、必ずしも教育課程の最後に配置する必要はなく、その配置にも大学の特色が反映されることが望ましい。

(注7)

単位数の計算にあたっては、講義および演習については一五、三〇時間の範囲、実験、実習については三〇、四五時間の範囲で大学が定めることとなっている。

(注8)

分野別の授業科目の配分の一例を示せば、次のとおりである。

(1) 実証分野に関する授業科目

獣医内科学、獣医外科学、獣医放射線学、獣医臨床繁殖学、獣医伝染病学、獣医公衆衛生学、水生動物疾病学、鳥類疾病学、獣医麻酔学、獣医総合臨床学、家畜衛生学、動物生態学、等

(2) 応用分野に関する授業科目

獣医臨床生化学、獣医臨床薬理学、獣医臨床病理学、疫学、獣医毒理学、人畜共通感染症病学、野生動物学、水生動物疾病学、獣医寄生虫病学、熱帯獣医学、等

(3) 基礎分野に関する授業科目

獣医解剖学、獣医臨床解剖学、獣医組織学、動物発生学、獣医生理学、病態生理学、獣医生化学、獣医薬理学、獣医毒理学、獣医病理学、獣医微生物学、獣医寄生虫学、衛生動物学、動物栄養学、獣医免疫学、繁殖学、動物行動学、分子生物学、等

(4) 獣医学に関連する分野に関する授業科目および各大学において適当と認められる授業科目

動物学、動物育種学、動物遺伝学、繁殖学、実験動物学、野生動物学、動物生態学、動物行動学、先端治療学、畜産学概論、動物管理學、動物飼養学、動物栄養学、獣医畜産関係法規、農業経営学、水産学概論、獣医学概論および獣医学史、分子生物学、生物統計学、情報科学、等

(注9)

本基準は我が国における獣医師養成を目的とした獣医学の職業教育上、国際的観点からみて望ましい基準を定めたものである。したがって、獣医学の職業教育を志向する大学にあつては、本基準の達成に可能な限り努めることが大

切である。ただし、現に獣医学教育を行っている大学で、獣医学の職業教育を志向しない大学にあつては、応用生物学としての獣医学の有用性を活用しつつ、教育年限四年の例又は応用動物科学とも呼ぶべき教育体系への転換も可能であろう。

(注10)

従来、我が国の獣医学教育にかかわる教員組織は、多くの国立大学にあつては欧米先進諸国のそれと比べて著しく過小である。獣医師が関与する業務の著しい国際化に伴い、獣医師の知識・技術水準の国際的基準化の動きがある現状と、生物学の革新的発展に促された獣医学教育の著しい高度化と多様化とに対応するために、今後獣医学教育にかかわる教員組織は、欧米先進諸国との整合性が特に求められる。

(注11)

大学設置基準三九条に規定される「家畜病院」は、獣医学教育に必須の施設との趣旨を徹底させるためし、欧米先進国における呼称との整合性を保つため、「獣医教育病院」と名称変更するとともに、獣医学教育の一定の水準を確保するために、以下の基準に適合させることが望ましい。

- (1) 獣医教育病院の面積は一学年の入学定員が六〇名までの場合五、〇〇〇平方メートルを下回らないものとし、六〇名を越える場合は、越えた人数に応じて相当の面積を増加するものとする。
- (2) 施設内には、診療施設に加えて、臨床教育施設として、視聴覚設備を備えた臨床実習室と臨床講義室を設ける。
- (3) 獣医教育病院には患者を用いた研究の実施が可能な研究室を設置する。
- (4) 獣医教育病院の教員数は、学生入学定員が六〇名までのときには六名以上とする。獣医臨床センターには感染動物、無菌動物などの特殊動物の維持、管理、実験のための利用施設を併設するとともに、各大学の特色に応じて、

「大動物診療部門」「小動物診療部門」等を併設してもよい。

(注12)

各大学が選択して設置することが望ましい施設については、例えば、公衆衛生臨床研修センター、野生動物臨床研修センター、毒性安全性臨床研修センター、獣医熱帯病臨床研修センターなどが考えられる。これらの施設は単位互換等で大学間で相互利用することを積極的に図る必要がある。したがって、各大学はその設置にあたって、既に設置されている施設と重複しないよう配慮する必要がある。

(注13)

自己点検、自己評価の重要性は言を俟たない。しかし、獣医学教育を担当する大学が獣医師国家試験の受験資格を授与する、あるいは、獣医学教育について国際的な教育水準を維持するという社会的に重要な機能を担っている点を考慮すれば、大学単位の自己点検、自己評価だけでなく、獣医関連大学を標榜する自己点検・評価システムおよび外部からの点検・評価システムを設立することには緊急の要がある。

獣医学教育 標準カリキュラム

このカリキュラムは、我が国の獣医学教育において教授すべき科目を網羅した標準的なプランとして作成したものである。各大学はこの内容を参考にして独自のカリキュラムを作成するが、その際、各大学の特徴となる科目を追加し、単位の配分や学期別配置などに工夫を行うものとし、この内容をそのまま実施する必要はない。このカリキュラムは、獣医学専門教育に関わる分野のみを対象にしたものであり、一般教養科目は含まれていない。(全国大学獣医学関係代表者協議会 2004.4.2.)

1. 講義

	科目	含まれる主な分野	単位数
基礎獣医学	高等動物の比較生物学	獣医学概論、機能と形態、正常と異常、種の特異性	2
	生物実験学	実験計画、生物統計学	2
	草地・畜産学概論	産業動物の飼養、管理、利用の基礎	2
	畜産物利用・畜産食品利用学	畜産物加工、新機能性食品、新素材	2
	解剖学総論	比較解剖学、進化、系統発生	4
	解剖学各論Ⅰ	獣医組織学（正常組織）	2
	解剖学各論Ⅱ	細胞生物学、超微形態学（正常）	2
	発生学・奇形学	胚の発生と成長、形質発現、発生工学	2
	遺伝学・育種学	遺伝理論、品種論、育種論	2
	生理学総論	膜生理、神経制御、ホルモン制御、代謝	2
	生理学各論Ⅰ	内分泌、妊娠・繁殖生理、消化吸收、泌尿	2
	生理学各論Ⅱ	筋肉、運動、呼吸循環、神経系	2
	薬理学総論	薬物反応論、標的器官と受容体、薬物作用全般	2
	薬理学各論	情報伝達の分子的基盤	2
	生化学総論	糖・蛋白・脂質代謝、同化・異化作用、酵素	2
	生化学各論	同化・異化作用の分子基盤、遺伝子発現機構	2
	放射線生物学	生体作用、RI、核医学、取り扱い	2
	動物行動学	個体と群の維持行動、行動の生理学的基盤	2
	毒性学	毒物の作用、薬物の安全性	2
	疾患予防・	微生物学総論	微生物学の基礎
微生物学各論Ⅰ		病原性細菌・リケッチャの性状と鑑別	2
微生物学各論Ⅱ		病原性ウイルスの性状と鑑別、遺伝子発現	2
感染症学（伝染病学）		感染理論、感染予防と制御、海外悪性伝染病、新興感染症	3
病理学総論		炎症、変性・壊死、腫瘍、リモデリング	2
病理学各論Ⅰ		診断病理学、病理組織学	2

制御学	病理学各論Ⅱ	実験病理学、超微形態学（異常形態）	2
	寄生虫学・寄生虫病学	寄生虫の生物学、寄生虫感染論、感染予防	3
	免疫学	アレルギー機序、生体防御	2
	家禽疾病学	鶏、鶉等の鳥類の疾患（微生物学各論、感染症学、寄生虫病学の中でも取り扱う）	1
	魚病学	魚類の疾患と予防、治療	2
	病態生理学	病態発現の生理機構、病態解析手法	1
	衛生学	産業動物・伴侶動物の管理衛生、飼養衛生、予防衛生、衛生行政	2
社会獣医学	実験動物学	疾患モデル動物、実験動物の種特異性	2
	公衆衛生学概論	疫学、獣疫学（国際獣疫学含む）	1
	公衆衛生学各論Ⅰ	環境衛生（大気、水質、土壌、騒音・振動）	2
	公衆衛生学各論Ⅱ	食品衛生（食中毒、畜産食品の衛生）	2
	公衆衛生学各論Ⅲ	人獣共通感染症（人に感染する動物由来感染症）	2
	安全性評価・管理学	飼料・薬品・食品の安全性評価と管理	1
	野生動物学・野生動物医学	野生動物の生態と疾患	2
	獣医・畜産・環境法規/病院管理学	獣医師の資格と責務、法解釈	1
動物倫理学・動物介在療法概論	伴侶動物の福祉、人と動物のかかわりと福祉	1	
獣医臨床学	内科学総論	小動物・産業動物の診断と治療の概論	2
	皮膚病学・アレルギー病学	皮膚の外傷、炎症、寄生虫感染症	2
	泌尿器病・生殖器病学	腎疾患、膀胱・尿路疾患、子宮・産道疾患	2
	消化器病学	食道・胃腸の炎症、閉塞、捻転、消化不良	2
	呼吸器病・循環器病学	呼吸器炎症、閉塞、心疾患、血管障害	2
	血液病・代謝病学	臓器代謝障害、造血機能障害、血液凝固	2
	外科学総論	小動物・産業動物の診断治療学全般	2
	軟組織疾患学	腫瘍、内臓疾患、ヘルニア	2
	整形外科学	骨折治療、頭部・脊椎損傷の治療	2
	神経病・運動器病学	中枢・末梢神経障害、筋腱・骨疾患	2
	耳鼻・眼科・歯科・口腔外科学	耳鼻・眼・歯・口腔の外傷、腫瘍、奇形	2
	手術学	手術適応疾患、術式、消毒、術後管理	2
	画像診断学Ⅰ	X線撮影法、読影法	2
	画像診断学Ⅱ（高度診断医療学）	CT、MRI、超音波	2
	麻酔学	鎮痛、鎮静剤、吸入麻酔、バランス麻酔	1
	臨床繁殖学・産業動物臨床学	牛、馬、豚、羊、山羊、家禽の疾病	4

	臨床病理学・内分泌病学	血液・代謝疾患の機序と診断法	2
	臨床生化学	遺伝性疾患、代謝疾患の分子的基盤	1
	臨床薬理学	疾患の薬理学的治療法	1
	行動治療学	問題行動の分類、原因、治療	1
	エキゾチックアニマル臨床学	外来動物の疾患の基礎知識と治療法	1
			計 119

講義単位 1単位=90分×8回

単位数 119単位(必修)

2. 実習および卒業論文・臨床研究

	科目	含まれる主な分野	単位数
基礎獣医学 実習	解剖学実習	骨、筋、内臓の構造	2
	組織学・微細形態学実習Ⅰ	正常形態	2
	組織学・微細形態学実習Ⅱ	異常形態	2
	生理学実習	神経-筋系、内分泌、呼吸循環系、消化吸収	2
	生化学実習	糖、蛋白、脂質の測定、蛋白発現	2
	遺伝学・発生学・発生工学実習	胚操作技術、遺伝情報解読法、胚発生	1
	薬理学実習	薬物反応、受容体親和性、細胞内情報	2
	放射線生物学実習	RI手技、核医学	1
	毒性学実習	薬物・化学物質の安全性	1
疾患予防・ 制御学実習	微生物学実習	細菌培養・同定、細菌・ウイルス抗体	2
	寄生虫学・寄生虫病実習	寄生虫検査法、駆除法	2
	衛生学実習	産業動物・伴侶動物の衛生(中毒、消毒、環境要因)	1
	産業動物管理衛生実習	産業動物の管理(ハンドリング、栄養、蹄学、生産病)	1
	病理診断学実習	罹患小動物・産業動物の病理検査法	2
社会獣医学 実習	環境衛生学実習	環境化学物質、騒音・振動の生体作用	1
	食品衛生学実習	中毒原因物質の同定、疫学調査	2
	実験動物学実習	モデル動物、種差・系統差、飼育管理	1
獣医臨床学 実習	臨床形態学実習	骨折、脈管、内臓障害の形態学的把握	1
	診断学基礎実習Ⅰ	問診、聴診、一般身体検査	2
	診断学基礎実習Ⅱ	X線検査、エコー、心電図、CT、MRI	2
	診断学基礎実習Ⅲ	血液検査、尿、糞便検査	2
	麻酔学実習	鎮静・麻酔法と麻酔管理	1
	手術学実習	手術法と術後管理	2

	治療学実習	内科的治療法	1
	総合臨床実習(臨床繁殖学実習を含む)*	皮膚、神経、呼吸器、循環器、運動器、血液・代謝、耳鼻眼科、口腔、消化器、泌尿器、生殖器の診断・治療	16
	卒業論文または臨床研究	卒業論文課題または臨床研究課題	6
			計60

実習単位 1単位=180分×8回 必修60単位

*:臨床ローテーション方式

講義学期別配置

	科目	2年次		3年次		4年次		5年次		6年次	
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
基礎 獣医 学	高等動物の比較生物学	2									
	生物実験学	2									
	草地・畜産学概論	2									
	畜産物・食品利用学	2									
	解剖学総論	2	2								
	解剖学各論Ⅰ		2								
	解剖学各論Ⅱ			2							
	発生学・奇形学			2							
	遺伝学・育種学				2						
	生理学総論	2									
	生理学各論Ⅰ		2								
	生理学各論Ⅱ			2							
	薬理学総論		2								
	薬理学各論			2							
	生化学総論		2								
	生化学各論			2							
	放射線生物学	2									
	動物行動学				2						
毒性学						2					
疾患 予防 ・ 制御 学	微生物学総論			2							
	微生物学各論Ⅰ				2						
	微生物学各論Ⅱ				2						
	感染症学(伝染病学)					2	1				
	寄生虫学・寄生虫病学					2	1				
	免疫学			2							
	家禽疾病学					1					
魚病学							2				

	病理学総論				2							
	病理学各論 I					2						
	病理学各論 II						2					
	病態生理学						1					
	衛生学							2				
社会 獣医 学	実験動物学					2						
	公衆衛生学概論					1						
	公衆衛生学各論 I						2					
	公衆衛生学各論 II							2				
	公衆衛生学各論 III								2			
	安全性評価・管理学								1			
	野生動物学・野生動物 医学		1						1			
	獣医・畜産・環境法規 /病院管理学										1	
	動物倫理学		1									
獣医 臨床 学	内科学総論					2						
	皮膚病・アレルギー病					2						
	泌尿器病・生殖器病学						2					
	消化器病学							2				
	呼吸器病・循環器病学							2				
	血液病・代謝病学						2					
	外科学総論					2						
	軟部組織疾患学					2						
	神経病・運動器病学						2					
	手術学							2				
	成形外科学								2			
	耳鼻・眼科・歯科・口 腔外科学								2			
	画像診断学 I							2				
	画像診断学 II								2			
	麻酔学							1				
	臨床繁殖学・産業動物 臨床学								2	2		
	臨床病理学・内分泌病 学							2				
臨床生化学							1					

	臨床薬理学							1			
	行動治療学								1		
	エキゾチックアニマル臨床学									1	
	計	14	12	14	10	18	18	16	13	4	0
											計 119

講義単位 1単位=90分×8回 単位数 119単位 (必修)

講義スケジュールの例：小動物内科学

項目	講義回数
イントロダクション	4
総論	4
心臓血管疾患	8
呼吸器疾患	6
消化器疾患	6
肝臓、胆道・膵外分泌疾患	4
腎泌尿器疾患	8
代謝疾患および電解質異常	4
生殖器疾患	2
神経・筋疾患	4
関節疾患	2
腫瘍性疾患	4
血液・免疫疾患	8
感染症	4
皮膚疾患	6
合計	74

実習学期別配置

	科目	2年次		3年次		4年次		5年次		6年次	
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
基礎 獣医 学実 習	解剖学実習		1	1							
	組織学・微細形態学実 習 (I、II)			2	2						
	生理学実習		2								
	生化学実習		2								
	遺伝学・発生学・発生 工学実習				1						
	薬理学実習			2							
	放射線生物学実習		1								
	毒性学実習						1				
疾患 予防 ・ 制御 学実 習	微生物学実習				2						
	寄生虫学・寄生虫病学 実習					1	1				
	衛生学実習						1				
	産業動物管理衛生実 習							1			
	病理診断学実習					1	1				
社会 獣医 学実 習	環境衛生学実習								1		
	食品衛生学実習							2			
	実験動物学実習					1					
獣医 臨床 学実	臨床形態学実習					1					
	診断学基礎実習 I					1	1				
	診断学基礎実習 II					1	1				
	診断学基礎実習 III					1	1				
	麻酔学実習								1		

習	手術学実習・成形外科学実習							2			
	治療学実習						1				
	総合臨床実習（臨床繁殖学実習含む）*								8	8	
卒業論文又は臨床研究								2	2	2	
単位数			7	5	5	7	7	4	6	10	10
計 60											

*:臨床ローテーション

実習単位 1単位=180分×8回

必修単位数=60

臨床ローテーション、セミナー、症例検討会

6年前期		
	1～3限目	4限目
月	臨床ローテーション	セミナー
火	臨床ローテーション	
水	臨床ローテーション	
木	臨床ローテーション	
金	臨床ローテーション	症例検討会
6年後期		
	1～3限目	4限目
月	臨床ローテーション	セミナー
火	臨床ローテーション	
水	臨床ローテーション	
木	臨床ローテーション	
金	臨床ローテーション	症例検討会

各曜日の臨床ローテーション時間は3時間

セミナーおよび症例検討会は各2時間

臨床ローテーション		
診療科名	必修(8)	選択(4/8)
小動物一般内科	○	
小動物循環器・呼吸器科	○	

小動物血液・腫瘍内科	○
小動物皮膚科	○
小動物眼科・神経科	○
小動物一般外科	○
小動物麻酔科・救急科	○
小動物整形外科・歯科	○
小動物軟部外科・腫瘍外科	○
野生動物・エキゾチックアニマル診療科	○
動物行動臨床科	○
大動物内科	○
大動物外科	○
臨床繁殖科	○
放射線診断・治療科	○
臨床病理科	○

臨床ローテーションの内容

- ・ 獣医臨床教育の国際水準に見合った教育を行う。
- ・ 5年次までのすべての講義・実習の単位を取得し、臨床ローテーションの開始前に基礎知識および臨床的対応を修得しておく。
- ・ 教官（教授、助教授、助手、レジデント、インターン）の指導のもとに問診、身体検査、診断、治療のすべてを行う。

- ・ 各科でのミーティングで教官の指導のもとで discussion を行う。

臨床ローテーションの運営方法

- ・ 5名で1グループをつくる（1学年定員80名の場合、16グループ）。
- ・ 必修の診療科（8診療科）+ 選択の診療科（8診療科のうち4診療科）の合計12診療科をローテーションする。
- ・ 各診療科で3週間の実習をする（3週間×12診療科=36週間）
- ・ ローテーションコーディネーターの教官がグループ分けおよびローテーション日程を調整する。

獣医学教育附属施設（図書館を除く）

附属家畜病院（教育病院、高度医療センター、研修センター）
産業動物臨床教育センター（附属牧場、農場を含む）
実習用共通機器室（実習ワークステーション）

獣医学専門教育課程の標準的カリキュラム

1 講義

分野	科目	必修・ 選択の別	主な履修分野	単位数*	教員数** (人)
基礎獣医学	解剖学総論	必修	比較解剖学、進化学、系統発生学	2	2
	解剖学各論	必修	獣医組織学、細胞生物学、超微形態学	3	2
	発生学・奇形学	必修	胚の発生と成長、形質発現、奇形	2	1
	遺伝・育種・繁殖学	必修	遺伝理論、品種論、育種論、家畜繁殖の特徴	2	2
	生理学総論	必修	一般生理、膜理論、体液平衡、ストレス学説	2	2
	生理学各論	必修	内分泌、中枢・末梢神経、繁殖、消化・吸収、泌尿、運動、呼吸・循環	3	2
	薬理学総論	必修	薬物反応論、標的器官と受容体、薬物作用全般	2	2
	薬理学各論	必修	情報伝達の分子基盤、治療薬の作用機序	2	2
	生化学総論	必修	同化作用・異化作用、酵素反応	2	2
	生化学各論	必修	糖・蛋白・脂質代謝の分子基盤、遺伝子発現機構	2	2
	放射線生物学	必修	RI、核医学	1	1
	動物行動学	必修	個体と群の維持行動、行動の生理学的基盤、問題行動	2	2
	毒性学	必修	毒物の作用、薬物の安全性	1	1
	微生物学総論	必修	微生物の分類・鑑別法、進化、宿主、感染経路、消毒	2	2
	微生物学各論	必修	病原性細菌・リケッチャ・ウイルスの性状、分子基盤	3	2
	感染症学 I (伝染病学)	必修	感染理論、感染予防と制御、海外悪性伝染病、新興感染症、検疫	2	2
	感染症学 II	選択	国際獣疫論、疫学、国際法、感染予防・防御政策	1	2
病理学総論	必修	炎症、変性・壊死、腫瘍、アポトーシス、リモデリング、免疫系細胞	2	2	
病理学各論	必修	診断病理学、病理組織学、実験病理学、超微形態学 (異常形態)	3	2	
寄生虫学・寄生虫病学	必修	寄生虫の生物学、寄生虫感染論、感染予防	2	2	
免疫学	必修	免疫の機序、アレルギーの機序、免疫系細胞の異常	2	2	
家禽疾病学	必修	ニワトリ、ウズラ等の鳥類の疾患 (微生物学各論、感染症学、寄生虫病学の中でも取り扱う。)	1	1	
基礎獣医学					
基礎・応用・臨床関連分野					
獣医感染予防・制御学					

社会獣医学	応用分野	魚病学	必修	魚類の疾患と予防、治療	1	1
		病態生理学	必修	病態発現の生理的機序、病態解析手法	1	1
		衛生学	必修	産業動物・伴侶動物の管理衛生、飼養衛生、予防衛生、衛生行政	2	2
		実験動物学	必修	疾患モデル動物、実験動物の種特異性	2	2
		公衆衛生学総論	必修	疫学、獣疫学（国際獣疫学含む。）	1	
		公衆衛生学各論Ⅰ	必修	環境衛生（大気、水質、土壌、騒音・振動）	1	3
		公衆衛生学各論Ⅱ	必修	食品衛生（食中毒、畜産食品の衛生）と安全性評価	2	
		公衆衛生学各論Ⅲ	必修	人と動物の共通感染症、感染防御・予防対策	2	
		野生動物学・野生動物医学	必修	野生動物の生態と疾患	1	1
		獣医・畜産・環境法規 （病院管理学を含む。）	必修	獣医師倫理、獣医師法及び関連法規、家畜伝染病予防法及び関連法規	2	1
臨床獣医学	実証分野	動物愛護福祉・動物介在療法概論	選択	伴侶動物の福祉、人と動物のかかわりと福祉	1	1
		内科学総論	必修	小動物・産業動物の診断と治療の概論	2	
		皮膚病学	必修	皮膚の外傷、炎症、外部寄生虫感染症、アトピー	1.5	
		泌尿器病・生殖器病学	必修	腎疾患、膀胱・尿路疾患、子宮・産道疾患	1.5	
		消化器病学	必修	食道・胃腸の炎症、閉塞、捻転、消化不良	1.5	6
		呼吸器病・循環器病学	必修	炎症、閉塞性疾患、心疾患、不整脈、血管障害	1.5	
		臨床病理学（血液病・代謝病・内分泌病学）	必修	臓器代謝障害、造血機能障害、線溶系異常、内分泌障害	2	
		外科学総論	必修	小動物・産業動物の診断治療学全般	2	
		軟組織疾患学	必修	腫瘍、内臓疾患、ヘルニア	1.5	
		整形外科学	必修	骨折治療、頭部・脊椎損傷の治療	1.5	
臨床獣医学	実証分野	神経病・運動器病学	必修	中枢・末梢神経障害、筋腱・骨疾患	1.5	6
		耳鼻・眼科・歯科・口腔外科学	必修	耳鼻・眼・歯・口腔の外傷、腫瘍、奇形	1.5	
		手術学	必修	手術適応、術式、消毒、術後管理	2	
		画像診断学Ⅰ	必修	X線撮影法、読影法	1	2

	画像診断学Ⅱ	必修	CT、MRI、超音波、(シンチグラフィ)	1
	麻酔学	必修	鎮痛、鎮静剤、吸入麻酔、バランス麻酔	1
	臨床繁殖学・産業動物 臨床学	必修	牛、馬、豚、羊、山羊、家禽の疾病	2
			計	86(うち必修単位数: 82)
				55

注 * : 1単位は15時間。

** : 教員数は教授、助教授、講師相当で、講義を担当する責任教員の数。教員1人当たりの分担単位数は2単位を標準とするが、分野の専門性及び他講義との連携性により比率は必ずしも同一ではない。

2 実習及び卒業論文・臨床研究

分野	科目	主な履修分野	単位数*	教員数** (人)
基礎獣医学	解剖学実習	骨、筋、内臓の構造	2	5(8)
	組織学・微細形態学実習Ⅰ	正常形態	2	
	組織学・微細形態学実習Ⅱ	異常形態	2	
	生理学・薬理学実習	神経系、筋系、内分泌、呼吸循環系、消化吸収	2	
	生化学・発生工学実習	胚操作技術、遺伝情報読法、胚発生	1	
	放射線生物学実習	RI 手技、核医学	1	
	微生物学実習	細菌培養・同定、細菌・ウイルス抗体	2	
	寄生虫学・寄生虫病実習	寄生虫検査法、駆除法	2	
	衛生学実習	産業動物・伴侶動物の衛生(飼養、管理、畜産環境、輸送)	1	
	病理診断学実習	罹患小動物・産業動物の病理検査法	2	
疾患予防・ 制御学	食品衛生学実習	中毒原因物質の同定、疫学調査	2	6(12)
	実驗動物学実習	モデル動物、種差・系統差、飼育管理	1	

臨床形態学実習	骨折、脈管、内臓障害の形態学的把握	1	7(22)	
	問診、聴診、一般身体検査	2		
	X線検査、エコー、心電図、CT、MRI	2		
	血液検査、尿、糞便検査	2		
	鎮静・麻酔法と麻酔管理	1		
	手術法と術後管理	2		
	皮膚、神経、呼吸器、循環器、運動器、血液・代謝、耳鼻眼科、口腔、消化器、泌尿器、生殖器の診断・治療	8		
	卒業論文又は臨床研究	6		
	卒業論文課題又は臨床研究課題	44 (全て必修単位)		18(43)
	計			

注1 * : 1単位は45時間

** : 教員数の () 外は実習専任教員数、() 内は講義担当教員からの分担協力者数

注2 : 臨床ローテーションの内訳

1 小動物一般内科
2 小動物循環器・呼吸器科
3 小動物血液・腫瘍内科
4 小動物皮膚科
5 小動物眼科・神経科
6 小動物一般外科
7 小動物麻酔科・救急科
8 小動物整形外科・歯科
9 小動物軟部外科・腫瘍外科
10 野生動物・エキゾチックアニマル診療科
11 動物行動臨床科

左記の16専科のうち、8専科を必修とするが、1、6、7、12、13は必修の専科とする(ただし、12と13はいずれか一方を必修専科とする。)

12 大動物内科	
13 大動物外科	
14 臨床繁殖科	
15 放射線診断・治療科	
16 臨床病理科	

3 講義及び実習（卒業論文又は臨床研究を含む。）の合計

単位数	教員数
130 単位（うち、126 単位が必修）	73 人（うち、55 人が講義担当の責任教員、18 人は実習担当の責任教員）

注：講義及び実習における科目は分野別に整理してあるが、分野別の単位数の合計の2割程度までは、各獣医学系大学の教育事情に応じ、他の分野別の科目あるいは新規の科目と入れ替えることができる。

European Association of Establishments

for Veterinary Education (EAEVE)

Advisory Committee on Veterinary Training (ACVT)

EVALUATION OF VETERINARY SCHOOLS

- ESSENTIAL REQUIREMENTS -

EU の獣医科大学評価基準

1 目的

- 1.1 獣医科大学の目的は、基礎に立脚した十分な獣医師教育を行うことであり、その結果、卒業生が病気の動物の診断と治療を行い、動物の健康と福祉を維持し、人間のための動物由来食品の安全性を確保できるようにすることである。教育内容は獣医学卒業生に対する各地域の幅広い要請に応える。
- 1.2 これに加えて、獣医科大学は研究、大学院教育(学部卒業後の専門教育)、専門教育を行い、開業獣医師の生涯教育にも寄与する。
- 1.3 獣医科大学は、さらに、開業獣医師と社会に対して奉仕する。

2 組織

- 2.1 獣医科大学として認可されるものは、国により独立高等教育機関として認可されたもの、親組織の管理組織であり、他の専門家養成機関と同様の認知、地位、独立性を維持しているものとする。
- 2.2 大学は、教育の質と卒業生の技術水準を評価する手段を持つ。
- 2.3 大学は、獣医学教育を国家レベルの目的と要請に合致させるために、開業獣医師と一般社会からの意見の導入を行う。

3 財政

- 3.1 大学と国家は、獣医学教育があらゆる自然科学関連教育の中でもっとも経費がかかることを認識しなければならない。医学及び歯学教育のうち臨床教育には国民健康維持のための予算から補助が行われる場合が多い。しかし、獣医学教育にはこれがないことから、医学及び歯学教育より経費がかかる場合が多い。
- 3.2 予算は ACVT 基準である教員:学生比が1:7.5と、教員:技官比が最低1:1を守るのに十分なものとする。(訳注:教員:学生比の学生数は全学年の総数。6年制であれば教員:学生比は1:1.25)。
- 3.3 専門教育の必要性が大きくなっていることを念頭に置き、各獣医科大学が得意とする分野の大学院教育(卒後専門教育)に十分な資金を準備する。
- 3.4 獣医学教育は研究環境の整備に務め、十分な研究施設・設備の維持と研究費の給付を行う。
- 3.5 給与水準は、一般社会の同等の知識水準の給与を考慮して、獣医学あるいは自然科学の博士号を持つ優秀なスタッフを確保するのに十分なだけの高い水準とする。
- 3.6 教育のために十分な流動資金を準備する。

3.7 コンピューターを含む必要な教育用器機を購入し、これらの器機を定期的に更新するための資金を十分に用意する。

3.8 建物設備の定期的清掃と維持保存だけでなく、定期的な補修維持を行うのに十分な資金を用意する。

3.9 すでに確立した大学における獣医科大学の建物新設の必要性はそれほど頻繁には起こらないであろうが、より優れた卒業生を送りだすために教育内容や実習内容を変更することにより新たな建物を新築したり改築するための資金は準備しなくてはならない。

3.10 動物病院における臨床活動、特に産業動物臨床の資金を十分に準備する。特に、教育を行うためには臨床活動をすべて有料で行うことができないことも考慮する。

3.11 動物病院の収入は臨床活動の維持と収入確保の意欲の向上のために、教育面も考慮しつつ、原則として病院で使用する。

4 施設・設備

4.1 設置場所、建物、施設は教育と知識の獲得に適したものとする。

4.2 設置場所は公共輸送機関によるアクセスが便利であり、病気の動物を連れた市民が車でアクセスするのに便利でなければならない。建物、設備は広さ、冷暖房、照明、換気、清潔さなどの点においてその機能を十分に果たせるものとする。特に、学部学生の教育に使用するものは学生数に対応したものであり、同じ講義、実習を不必要に何度もくり返すことがないようにする。

4.3 健康および安全基準と Good Laboratory Practice (GLP) 基準は一貫して誠実に遵守する。

4.4 動物の治療の施設は十分であり、衛生的でなければならない。これらには入院施設、麻酔からの回復室、感染動物の隔離施設と運動施設を含む。

4.5 建物と施設については維持と更新のための明確な方針と計画を持つ。

5 教育活動

a. 基礎科目と基礎科学

5.a.1 基礎科目は、学生が獣医学教育に入る前に修めるべき化学、物理学、生物学の確固たる知識をもたせる。

5.a.2 獣医学教育は、分子レベル、細胞レベルから組織、動物個体そして動物群にいたるまでの生物学の中心的な原理と、動物の健康および病気のメカニズムを理解させる。これには正常機能の生物学的基礎、ホメオスタシスの維持機構、臓器系の病態生理学、病態が正常に復帰するための生物学的機構等が含まれる。

5.a.3 獣医学教育は、健康と病態時の形態学的、化学的、物理的、機能的特徴の関係を特に教授する。

5.a.4 獣医学教育は、動物から動物および動物からヒトへ病気を媒介する微生物の生物学を含み、感染のメカニズムと病原体に対する動物の防御機構についても含む。

5.a.5 獣医学教育の主な目的は、問題解決能力の獲得である。これには、科学的、技術的情報の収集、引用、解析能力の獲得を含む。

5.a.6 基礎分野の実習教育においては、学生を優れた実験技術者に教育するような努力を行ってはならない。実習教育は学生が学習した理論を身近に体験させ、科学知識が生まれる道筋について理解させ、科学的概念は時として簡単な実験により明らかになることを示すことである。

b. 動物生産

5.b.1 講義は、家畜の繁殖と病気、繁殖システム、飼養と栄養を含む動物管理一般に関する知識を貯える基礎となるものとする。

5.b.2 実習は、予防獣医学(例えば家畜集団の健康管理)、大動物および小動物臨床(例えば食用家畜の病気)そ

してコンサルタントを目的とし、これに役立つものとする。

5.b.3 理論と実地の教育は、それぞれの地域で必要とする広範な分野をカバーするものとする。

5.b.4 動物生産実習は大学付属あるいは大学が利用できる牧場において行い、学生全員が直接参加できる程度の小グループで行う。牧場には獣医学が対象とし、その地域で必要とする主な動物が全ていなければならない。牧場の施設設備は最新のものであり、その地方の個人開業獣医師の最高レベルと同等以上とする。

5.b.5 動物生産の講義を担当する教員は牧場における実習も行う。

5.b.6 大学の外において学生が実習を行うことは、その質を保つ手段が講じられている限り、望ましいことである。しかし、これは大学における実習の補助手段であり、代替手段ではない。

c. 臨床教育講義

5.c.1 基礎および獣医関連科学の基礎の上に臨床の知識と技術を積み重ねなければならない。

5.c.2 講義はその地域が獣医学に求める広範な範囲をカバーするものとするが、要求が少ない分野についても深い知識の獲得を妨げないものとする。施設と設備

5.c.3 家畜病院の建物は最新式であり、その地方の最高レベルの個人開業獣医病院と同等以上のものとする。

5.c.4 家畜病院は、年間の大部分を通じて、昼夜共、通常に診療を行うものとする。

5.c.5 診断、内科、外科用の装置は最新の獣医臨床を可能にするものとする。臨床実習

5.c.6 実習は、臨床教育を始める前に学生が主な動物種の取り扱いと観察に習熟させる。

5.c.7 実習は、学生全員が直接参加できる程度の小グループで行う。

5.c.8 学生が適切な指導の下にケースマネジメントに参加し、問題解決能力と臨床技術を身につけるようにする。単なる見学実習は不可とする。

5.c.9 臨床実習の間に定期的な講義を行うことは、学生のケースマネジメントの妨げとなることがあるので、留意する。臨床材料

5.c.10 臨床科目の講義を担当する教員は大学付属動物病院における臨床実習も行う。

5.c.11 その地域で獣医臨床を必要とする主な動物の全てを臨床材料としてそろえる。その数は、実習全体の最低20%を学生が直接行う臨床経験に当てられるようなものにする。

5.c.12 臨床材料は多様性を必要とするので、日常的なものから複雑なものまでを準備する。

5.c.13 大学は牧場に動物用救急施設を作り、適切な指導の下に学生教育に用いる。

5.c.14 臨床サービスは適切な診断補助サービスと関係する。

5.c.15 臨床講座は病理学その他の診断部門と密接な連携を保ち、死亡または安楽死した動物の死後検査に学生が参加できるようにする。必要な場合は、病理材料を学外から入手し、学生が経験を重ねられるようにする。

5.c.16 学生がケーススタディーをできるように、十分なデータ収集システムを備える。

5.c.17 知識の蓄積は全て専門家の助けが必要である。従って、学生は臨床研究に接触し、研究部門に常時間い合わせをする習慣をつけるようにする。

5.c.18 大学外の臨床施設において学生が臨床実習を行うことは、その質を保つ手段が講じられている限り、望ましいことである。しかし、これは大学における実習の補助手段であり、代替手段にはならない。

d. 食品衛生

5.d.1 講義は、それぞれの地域の獣医公衆衛生に関連して(法規制も含む)、HACCPシステムの開発に使用された原理に従って、学生が食品の安全性と質に関するプログラムの開発と実行のための知識と技術を獲得できるようにする。

5.d.2 講義は、それぞれの学生が食品科学と近代的食品技術の基礎を理解し、食品と人間の健康の関係の科学的

根拠を理解し、食品の質や環境衛生に関与する因子を理解するようにする。

5.d.3 実習は、それぞれの学生が食物連鎖の各段階で食品の安全性を調査する方法に習熟させる。実習の相当部分は場における動物検査と食肉検査に当てる。

5.d.4 実習は、学生全員が直接参加できる程度の小グループで行う。

5.d.5 実習は、適切な指導の下に、いくつかの食品生産工場での衛生管理についても学ぶ。施設、設備と材料

5.d.6 病態のと場臓器を学内に持ち込んで取り扱う際は、運搬車両と施設には学生とスタッフの安全を確保し、病原菌の拡散を防ぐ手段を講じる。

6 図書館と自習施設

6.1 図書館と関連施設は獣医学教育の目的に合致し、学部学生教育、研究、大学院教育を助けるものとする。

6.2 図書館は広範囲な最新の図書と雑誌を準備する。個人の学習、特に学部学生の自習を助けるような開館時間、規則、貸し出し手続きを設定する。大学は図書館内あるいはその他の学内の場所に自習のための十分な数の席を準備する。図書館には専門職員を置き、地域の他の図書館と連携し、教員、学生、研究者が使用できるような近代的なオンライン通信装置を設置する。個々の講座に図書室を置く時には、中央図書館には図書室所蔵の本の目録を置く。

6.3 図書館には視聴覚設備とコンピューターを備える。

7 入学

7.1 獣医学教育コースは厳しいコースであり、学生は十分な能力があるものでなければならない。

7.2 学生は、科学についての十分な基礎的知識をもち、入学前に化学、物理学、生物学の深い知識を持つこと。

7.3 入学試験は学問レベル、獣医学に対する適合性と熱意などを計る適当な方法を用いた競走試験とする。

7.4 獣医学教育は高価であり、従って獣医学の入学者数は国が必要とする卒業生数を考えて設定する。この数には、家畜生産、小動物臨床、食品衛生の従来の分野での現在および将来の必要数だけでなく、これまで主要な分野ではなかった産業動物医学や、その他の生物医学分野の現在および将来の必要数も考慮する。

7.5 入学者数は施設と教員数と合致し、特に臨床教育では教員当たりの学生数を低く保つことが重要であることを考慮する。さらに、臨床材料の数も考慮する。

8 教員と研究スタッフ

8.1 教員は、カリキュラムの全ての科目をカバーする能力がなければならない。

8.2 非常勤講師、レジデント、大学院生も、教育課程に適切に組み込まれていれば、常勤教員の教育を補助することができる。

8.3 教員の地位は、能力がある教員が安定して継続して働けるための保証と利益を供なわなくてはならない。

8.4 適切な教育を行うために、教員/学生比が $1 / < 7.5$ と、教員/技官比が最低 $1 / > 1$ でなければならない。(訳注:教員/学生比の学生数は全学年の総数。6年制であれば教員一人について学生は1.25人以下)。

8.5 教員は全時間の最低50%を研究その他の学術活動に当てられるようにする。

9 カリキュラム

9.1 獣医学の領域の知識は非常に広範であり、専門教育の期間内にすべての分野について望ましい高レベルに到達することは不可能である。従って、獣医学の全ての領域の基礎的な知識と、限定された領域の上級トレーニングとを組み合わせる。

9.2 獣医学教育は少なくとも5年間の全日制の理論学習および実習からなり、大学において、あるいは大学の指導

の下において、あるいは大学と同等の地位が認められている高等教育機関において行う。

9.3 カリキュラムは、教育期間の終了時において各学生が次の点を達成するように設定する。・生物医学分野の十分な一般知識と技術；・獣医学の広範な分野の基礎的知識；・獣医学のある分野のできる限り深い知識と技術。

9.4 生物医学教育は学生に次の点を理解させる。・生命科学の基礎的知識；・問題解決のために情報を検索し、選択し、使用すること(問題解決能力の獲得は教育の主な目的である)；・知識を得て、分析し、科学研究の原理に従ってその知識を使用すること；・十分な科学的興味をもつこと。

9.5 獣医学の全ての分野のトレーニングは、主な家畜種に関係する基礎的なトレーニングと、定期的に更新するリストのなかの関連する課題についてのトレーニングを含む。

9.6 現時点において、獣医学教育には最低限下記の課題を含む。これらの課題のいくつかは他のコースの一部として、あるいは関連して、教育する。特に基本的事項(A項)は他の項目(B、C、D項)に重なることもある。項目の順番はアルファベット順である(訳注:原文は英語)。

A. 基礎科目・解剖学(組織学と発生学を含む)・生化学と分子生物学・生物学(細胞生物学を含む)・生物物理学・生物統計学・化学・疫学・遺伝学・免疫学・微生物学・寄生虫学・病理解剖学(肉眼および顕微鏡)・病態生理学・薬理学・薬理学・生理学・科学技術情報学および文献収集・トキシコロジー(環境汚染を含む)

B. 臨床科目・麻酔学・臨床検査、臨床診断、臨床検査法・臨床医学・画像診断・産科学・繁殖障害・State veterinary medicine、ズーノーシス、公衆衛生、法医学・外科学・治療学

C. 動物生産科目・農学・動物行動学(行動異常を含む)・動物管理(家畜生産システムを含む)・栄養学、飼養学・環境保護・予防獣医学(健康診断技術を含む)・動物保護、動物福祉・繁殖学(人工受精を含む)・地域経済

D. 食品の安全性と品質管理・食料生産プラントの証明・食品の証明・食品の管理、とくに動物性食品・食品衛生と品質管理(法律関係を含む)・食品科学と技術

E. 専門知識・実務管理・職業倫理・証明書と報告書の作成・獣医関係法規学外実習は、全日制であり、資格を有する者の指導下で行われる限り、教育課程に含めて良いが、5年の教育期間を通じて6ヶ月を超えてはならない。実習は、教育指導者の指導の下に学生の積極的な参加を必要とする(臨床実習の場合は教員一人につき学生は最大5名、その他の実習の場合は教員1人につき学生は最大8名)。種々の科目の中で理論教育と実地教育の分布の均衡と調整を計り、ここに記載した知識、技術と経験が十分に得られて、獣医師としての各種の仕事を行なえるようにする。

9.7 獣医学の一領域のさらに深い知識と技術能力を与え、獣医師として確信を持ち、独立して仕事を始められるようにする(トレーニングの総時間数の20%以下をこのために使う)。

10 教育の質と評価カリキュラム

10.1 カリキュラムの目的は、スタッフと学生の双方に明確に示す。

10.2 カリキュラムの目的は臨床獣医師の必要性を反映するものとし、メカニズムに合った実例を加える。

10.3 カリキュラムを調査し、必要に応じてこれを改定する方法を設ける。教育と学習の環境

10.4 大学の環境は学習に適したものであること。そして基礎教育と専門教育の施設が完備していること。

10.5 目的別の自習のための近代的な施設を備える。

10.6 建物、施設は教育プログラムに適したものであり、装飾、清潔さ、安全性などの点で十分であること。

10.7 各コースは効率良く組織し、管理すること。

10.8 設備はスタッフの向上のため、特に教授技術の向上に役立つものであること。

10.9 教員の優れた授業に対する報賞システム(例えば昇任)を設けること。評価と調査 学生の評価

10.10 学生の達成度の評価を定期的に、種々の方法を用いて行うこと。特に臨床、動物生産、食品衛生の分野で

は外部評価を取り入れる。

10.11 筆記、プロジェクト、実技、問題解決能力の全てについて評価を行う。

10.12 評価のプロトコールは周知、理解させる。教員と教授法の評価

10.13 学生による教員とコースの評価を行う。

10.14 コースのデザインと実施状況、カリキュラム一般について学生が意見を述べられるようにする。学生への配慮

10.15 学生の保護とリクリエーションのための施設を設置する。

10.16 特に社会的な困難あるいは学習上の困難を抱える学生に対する日常のおよび特別なガイダンスを行う。

10.17 ガイダンスにはキャリアを積む方法や進路指導も加える。

11 生涯教育

11.1 大学は、獣医師団体と関連官庁との間で、生涯教育のデザイン、実施方法、品質管理について協力する。

11.2 大学は、獣医学の実務の各分野について、生涯教育のプログラムを確立する努力する。

12 大学院教育

a. 専門技術教育

12.a.1 大学は臨床および傍臨床の専門技術の証明を目的としたプログラムをもつ。

12.a.2 このプログラムは、European speciality colleges、European Board of Veterinary Specialization、あるいは同等の組織による条件、規制に合致するものでなければならない。

12.a.3 大学は、毎年の卒業生の数に対応して適当数の大学院生のポストを準備する。

b. 研究者養成教育

12.b.1 大学は、研究者養成のための大学院教育プログラムをもつ。

12.b.2 大学は、2年から4年の間に証明書あるいは学位を取得できるような、研究プロジェクトに関係した、基礎的、応用的教育プログラムを準備する。12.b.3 大学は、研究者養成教育を受けるものを、十分な数、受け入れる。

13 研究

13.1 大学には、十分な数の国際的なレベルの生物医学的、獣医学的研究プログラムがなくてはならない。

13.2 これらのプログラムは研究トレーニングの機会を提供するものとする(7参照)。

13.3 基礎、応用、臨床の各分野の研究の均衡が保つ。

13.4 大学は、研究のための適当な数の教員と技術補佐員を持つ。

13.5 大学は、研究を行うために十分な施設、設備、研究費を持つ。

◆全国獣医学関係大学代表者協議会は、帯広畜産大学 鈴木直義教授を通じて、EAEVE 会長である Edinburgh 大学 Royal (Dick) School of Veterinary Studies の R. E. W. Halliwell 教授から本資料の提供を受けた。

大学評価について

1. 自己点検・評価(平成3年から努力義務化、平成11年から義務化)

全ての大学が、自らの教育研究等の状況について自己点検・評価を行う。

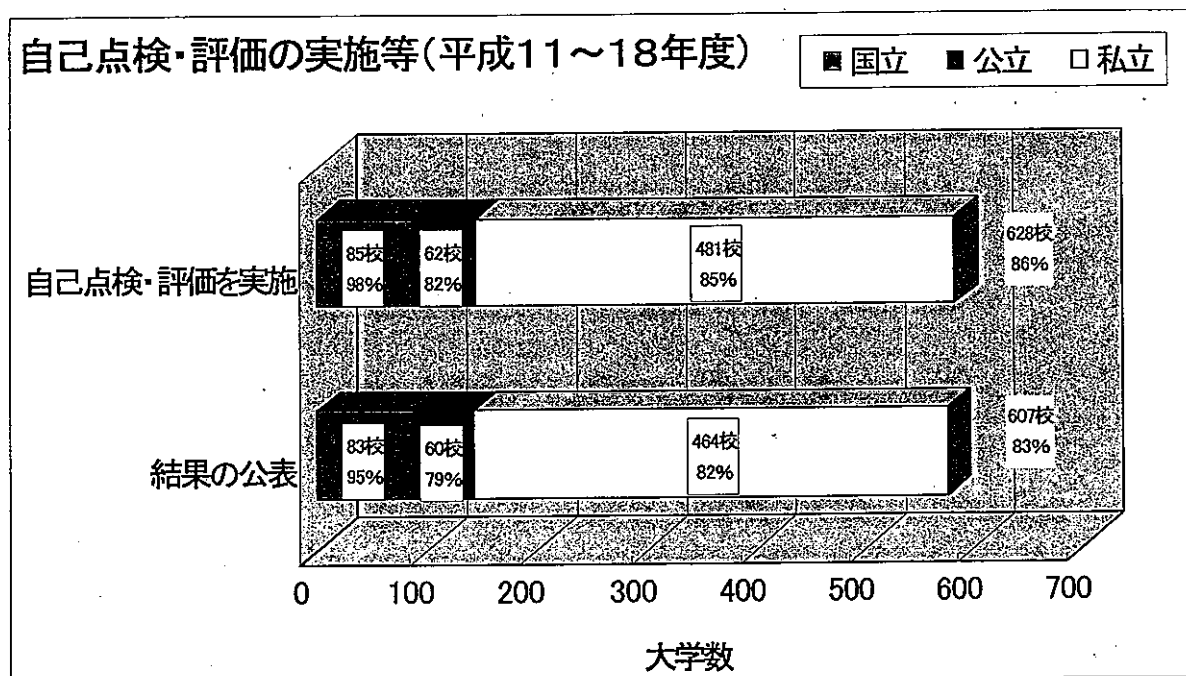
2. 認証評価(学校教育法に規定、平成16年4月～)

全ての大学が、定期的に、文部科学大臣の認証を受けた機関による評価を受ける。

1. 自己点検・評価

国公私の全ての大学が、自らの教育研究等の状況について自己点検し、現状を正確に把握・認識した上で、優れている点や改善を要する点などについて自己評価を行う。

平成3年から大学設置基準において努力義務化、平成11年から義務化されており、平成16年度からは学校教育法において規定されている。



全大学数：731大学

2. 認証評価

国公私の全ての大学、短期大学、高等専門学校（以下「大学等」という。）は、定期的に、文部科学大臣の認証を受けた評価機関（認証評価機関）による評価（認証評価）を受けることとする制度を導入（平成16年4月施行）

1. 目的

- ・ 評価結果が公表されることにより、大学等が社会による評価を受ける
- ・ 評価結果を踏まえて大学等が自ら改善を図る

2. 大学等の総合的な状況の評価制度の概要

- ・ 大学等の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況について評価（7年以内ごと）
※平成16年度以前に設置された大学等は、平成22年度までに認証評価を受けなければならない
- ・ 各認証評価機関が定める評価基準に従って実施
- ・ 大学等は複数の認証評価機関の中から評価を受ける機関を選択

3. 認証評価機関

- ・ 認証評価機関が定める評価の基準、方法、体制等について、一定の基準（認証基準）を省令により規定
- ・ 認証評価機関になろうとする者の申請に基づき、文部科学大臣が認証基準に適合すると認める場合に、中央教育審議会に諮問した上で認証

○大学の機関別認証評価を行う機関

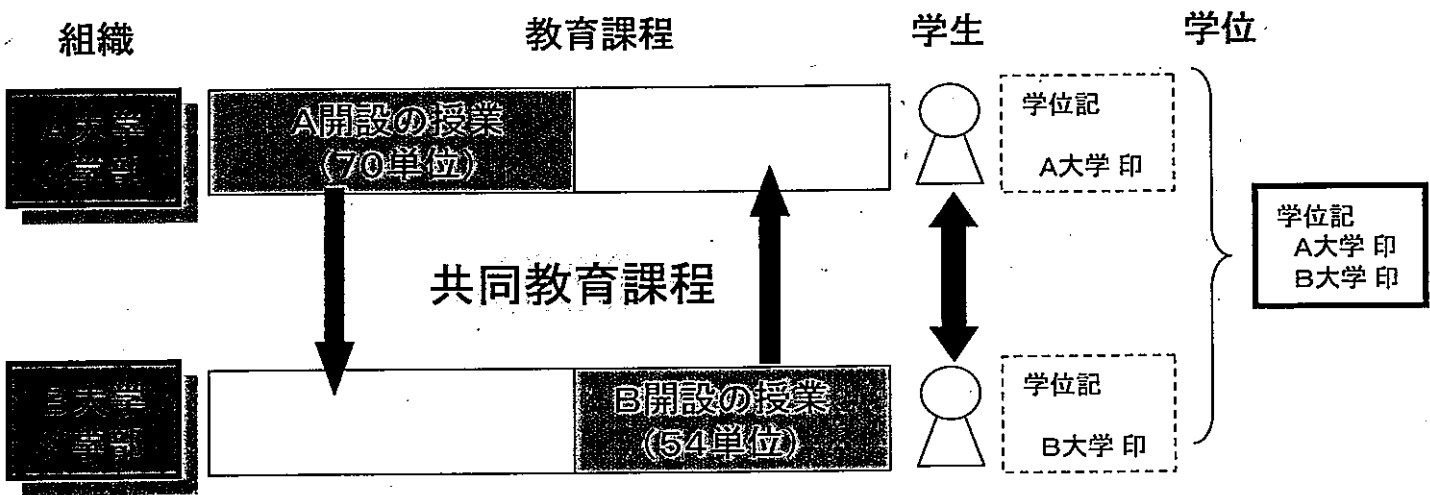
- ・ (財) 大学基準協会
- ・ (独) 大学評価・学位授与機構
- ・ (財) 日本高等教育評価機構

大学における教育課程の共同実施制度

■ 制度の趣旨

- 経済・社会のグローバル化の中、大学は「知の拠点」として各地域の活性化への貢献とともに、国際的な大学間競争の中で新たな学際的・先端的領域への先導的な対応も必要。
- このため、複数の大学がそれぞれ優位な教育研究資源を結集し、共同でより魅力ある教育研究・人材育成を実現する大学間連携の仕組みを整備するもの。

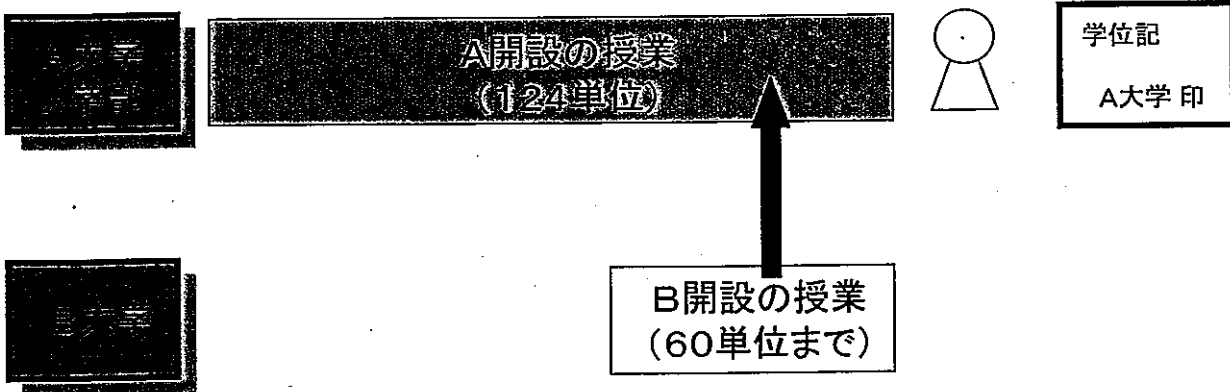
■ 学部段階の場合のイメージ



※ 構成大学のうちの他の大学における授業科目の履修を自大学の授業科目の履修とみなす。

※ 授業科目を「自ら」開設すること(大学設置基準第19条)の特例

(参考) 現行の単位互換



■大学における教育課程の共同実施制度の主なポイント

(実施組織)

○共同教育課程を編成する構成大学それぞれに学科等の実施組織(共同学科等)を設置

(教育課程)

- 構成大学は、一の大学が開設する授業科目を、その他の大学の教育課程の一部とみなして、同一内容の教育課程(共同教育課程)を編成
- いずれの大学も主要授業科目を必修科目として開講
- 大学は共同教育課程のみを実施することは不可(他に通常の学科等が存在していることが必要)

(卒業要件)

- 学生はそれぞれの構成大学において当該共同教育課程の開設した授業科目の単位をそれぞれ一定数以上取得
(例:学部段階の場合31単位以上、修士・博士課程の場合10単位以上)

(学位)

- 共同学科等の課程を修了した者に構成大学による連名の学位(共同学位)を授与

(各共同学科の教員)

- 共同学科等の教員は、いずれかの構成大学に所属。
 - 各共同学科等ごとに必要な専任教員の数は、
 - ・(各共同学科等を一つの学部等とみなして)全体の収容定員に応じ算定される合計専任教員数を算定し、
 - ・合計専任教員数を各共同学科等ごとの収容定員の割合に応じて按分(大学別専任教員数)
 - ・ただし、大学別専任教員数が分野ごとに現行の設置基準で考えられ得る最小の教員数(最小専任教員数)に満たないときは、専任教員の数を最小専任教員数とする。
- ※大学院については一定の範囲内で共同を組む共同専攻間での教員の兼務を認める。

(学生)

- 事実上の所属大学を決定(※法的には共同学位を授与することから学生は全ての構成大学に重複在籍をするものと整理。)

(校地・校舎)

- 各共同学科ごとの校地・校舎面積は、
 - ・全体の収容定員に応じ算定される合計面積を、各共同学科ごとの収容定員の割合に応じて按分
 - ・ただし、構成大学全体として十分な校地・校舎面積を有する場合であり、かつ、教育研究に支障がない場合には、各構成大学毎に上記の面積を保有することを要しない。

■今後のスケジュール

平成21年3月	施行
平成21年3月以降	共同学科・学部等の認可申請等の手続き
平成22年4月	共同学科・学部等の開設

戦略的大学連携支援事業

平成20年度予算額 30億円

【目的】

国公立大学間の積極的な連携を推進し、各大学における教育研究資源を有効活用することにより、当該地域の知の拠点として、教育研究水準のさらなる高度化、個性・特色の明確化、大学運営基盤の強化等を図る。

【概要】

- ・事業目的を達成するため、連携取組ごとに将来目標や連携効果などを含む具体的な「大学間連携戦略」を策定。
- ・全国の各地域において、多様で特色ある大学間の戦略的な連携を推進するため、
 - ①大学連携による共通・専門教育の先進的なプログラム開発
 - ②教育研究環境の充実のための教育・研究設備の共同利用
 - ③地域の教育研究資源の結集による知の拠点としての機能強化
 - ④大学間の連携による効率的かつ効果的な大学運営などの連携取組を支援。
- ・総合的連携型（地元型、広域型）、教育研究高度化型の申請区分を設定。
- ・平成20年度は54件を選定・支援（財政支援は原則3年間）。

○対象

国公立の大学、短期大学、高等専門学校が連携して行う取組。

○選定

有識者・専門家等で構成される「戦略的大学連携支援事業選定委員会」において公正に審査。

○社会への情報提供

選定された事業については、大学間の戦略的な連携を広く社会に情報提供するとともに、大学間連携戦略など運営に係る諸規則等も広く公開。

○財政支援

国公立共通の補助金である大学改革推進等補助金により支援を実施。

○申請及び選定の実績

平成20年度 申請 94件 選定 54件

獣医学教育の取組に対する国の財政的支援

国公私を通じた大学教育改革の支援

各大学などにおける大学改革の取組が一層推進されるよう、国公立大学を通じた競争的環境の下で、特色・個性ある優れた取組を選定・支援

○質の高い大学教育推進プログラム

- ・帯広畜産大学「大動物総合臨床獣医学教育プログラム」(H20)
- ・酪農学園大学「酪農場での長期実習を組み込んだ新教育方式」(H20)

○社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム

- ・帯広畜産大学「食品衛生にかかわる人材育成プログラム」(H19)

○現代的教育ニーズ取組支援プログラム

- ・東京大学「畜産物の安全安心を保証する人材の育成教育」(H18)

国立大学法人運営費交付金特別教育研究経費

各国立大学の個性に応じた意欲的な取組を支援

(主な採択事例)

- ・北海道大学「国際基準に合った動物実験倫理教育プログラムの開発」
- ・岩手大学「HACCP(ハサップ)システムで食の安全を担う専門職業人の養成」
- ・東京農工大学「全国連合農学研究科構成大学共通設備多地点制御遠隔講義システム」
- ・岐阜大学「人獣感染防御研究センターにおける事業の推進」
- ・鳥取大学「鳥由来人獣共通感染症疫学研究センターにおける事業の推進」
- ・宮崎大学「人獣共通感染症教育モデル・カリキュラムの開発」

私学助成

私立大学等の教育研究活動の活性化を促進するための助成

私立大学等経常費補助金の算定において、医学・歯学・獣医学の関する学部に対する補助金額の単価で加配措置

専任教員一人あたり 1,330千円(その他の学部:590千円)

学生一人あたり 36千円(その他の学部:26千円)

獣医師国家試験の概要

○ 試験の目的

「獣医師国家試験は、飼育動物の診療上必要な獣医学並びに獣医師として必要な公衆衛生に関する知識及び技能について行う」
(獣医師法第10条)

○ 試験の実施・方法

- ・ 試験は、獣医事審議会が、農林水産大臣の監督の下、毎年少なくとも一回実施（平成20年は3月に実施）
- ・ 試験方法は、筆答による多肢選択方式（マークシート）による

○ 試験の種類及び出題数

学説に関する試験 180問
実地に関する試験 120問

○ 試験の出題基準におけるカテゴリ

- ・ 獣医療の基本的事項
- ・ 獣医学の基本的事項
- ・ 衛生学に関する事項
- ・ 獣医学の臨床的事項

○ 受験資格

- ・ 学校教育法に基づく大学において獣医学の正規の課程（6年制）を修めて卒業した者
- ・ 外国の獣医学校を卒業し、又は外国で獣医師の免許を得た者であって、獣医事審議会が、我が国の獣医学の正規の課程を修了めて卒業した者と同等以上の学力及び技能を有すると認定したもの
- ・ 獣医師国家試験予備試験に合格した者

第59回獣医師国家試験の結果

1. 試験実施日：平成20年3月4日(火)・5日(水)

2. 合格発表日時：平成20年3月18日(火) 午前10時

3. 合否判定基準

合否判定基準は、必要な補正を行って算出した総合点の60%とする。

4. 試験結果

区分	受験者数	合格者数	合格率
新卒	1,066人	931人	87.3%
既卒	188人	65人	34.6%
その他	1人	0人	0.0%
計	1,255人	996人	79.4%

単位(受験者・合格者):人

回次	区分	受験者数	合格者数	合格率	回次	区分	受験者数	合格者数	合格率
58回	新卒	1,037	949	91.5%	55回	新卒	1,058	984	93.0%
	既卒	209	108	51.7%		既卒	249	139	55.8%
	その他	4	2	50.0%		その他	2	1	50.0%
	合計	1,250	1,059	84.7%		合計	1,309	1,124	85.9%
57回	新卒	1,068	966	90.4%	54回	新卒	1,051	927	88.2%
	既卒	215	95	44.2%		既卒	159	37	23.3%
	その他	1	0	0.0%		その他	—	—	—
	合計	1,284	1,061	82.6%		合計	1,210	964	79.7%
56回	新卒	1,065	961	90.2%					
	既卒	157	47	29.9%					
	その他	1	0	0.0%					
	合計	1,223	1,008	82.4%					

「その他」とは、獣医師法第12条第1項第2号又は第3号に該当する者である。

農林水産省獣医師国家試験出題基準による出題区分と主な関連科目

カテゴリ	区分	主な関連科目	
獣医療の基本的事項	獣医倫理と動物福祉	獣医学全般 家畜薬理学 獣医放射線学 家畜衛生学 獣医公衆衛生学 実験動物学	
	関連法規		
獣医学の基本的事項	構造と機能	家畜解剖学 家畜生理学 家畜生理化学 家畜微生物学 家畜臨床繁殖学	
	薬理作用と毒性作用	家畜薬理学 毒性学 実験動物学	
	生殖と成熟	家畜生理学 家畜臨床繁殖学	
	病原体と寄生体	家畜微生物学 家畜寄生虫(病)学	
	発症機序と病理・病態	家畜病理学 家畜微生物学 家畜外科学 家畜伝染病学	
	主要症候	家畜内科学 家畜外科学 家畜臨床繁殖学	
	検査と診断	家畜病理学 家畜微生物学 家畜寄生虫(病)学 家畜内科学 家畜外科学 家畜臨床繁殖学 獣医放射線学 家畜伝染病学	
	治療と処置	家畜内科学 家畜外科学 家畜臨床繁殖学 獣医放射線学	
	衛生学に関する事項	公衆衛生と家畜衛生	家畜微生物学 家畜寄生虫(病)学 家畜衛生学 家畜伝染病学 獣医公衆衛生学
		食品衛生	家畜寄生虫(病)学 家畜衛生学 獣医公衆衛生学 魚病学
人畜共通感染症		家畜寄生虫(病)学 家畜衛生学 獣医公衆衛生学 実験動物学 魚病学	
動物の飼育・衛生管理		家畜衛生学 家畜伝染病学 実験動物学	
魚類の飼育・衛生管理		魚病学	
環境衛生		家畜衛生学 獣医公衆衛生学 毒性学	
獣医学の臨床的事項		感染症、中毒、呼吸器系の疾患、循環器系の疾患、消化器系の疾患、泌尿器系の疾患、繁殖障害と生殖器系の疾患、運動器系の疾患、神経系の疾患、感覚器系の疾患、血液・造血器系の疾患、内分泌・代謝系の疾患、皮膚の疾患、乳房・乳腺の疾患、新生子の疾患	家畜薬理学 家畜病理学 家畜微生物学 家畜寄生虫(病)学 家畜内科学 家畜外科学 家畜臨床繁殖学 家畜衛生学 家畜伝染病学 獣医放射線学

獣医師の就業動向

		平成18年度		平成8年度	
獣医師届け出者総数		35,818	100.0%	29,252	100.0%
獣医事に従事する者		31,422	87.7%	25,883	88.5%
公務員獣医師		8,998	25.1%	9,385	32.1%
農林水産		3,474	9.7%	3,731	12.8%
公衆衛生		4,858	13.6%	4,941	16.9%
教員・その他		666	1.9%	713	2.4%
診療獣医師		17,781	49.6%	12,998	44.4%
産業動物医		4,469	12.5%	5,381	18.4%
農業団体		1,916	5.3%	2,269	7.8%
会社法人		234	0.7%	414	1.4%
個人開業		1,682	4.7%	2,247	7.7%
競馬界・市町村		637	1.8%	451	1.5%
小動物診療（個人開業・会社法人）		13,185	36.8%	7,617	26.0%
その他の動物		127	0.4%	49	0.2%
会社・研究所等の法人所属の診療非従事獣医師		4,019	11.2%	3,107	10.6%
その他の獣医師		624	1.7%	393	1.3%
獣医事非従事者		4,396	12.3%	3,369	11.5%

※獣医師法第22条に基づく届出（農林水産省）より文部科学省作成。